

建設業者のための建設業法

令和3年3月改訂版

国土交通省 北陸地方整備局
建政部 計画・建設産業課

～ はじめに ～

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

本書は、建設業法に基づく「建設業許可制度の概要」、「適正な施工体制」、「特定建設業者の責務」、「一括下請負の禁止」、「建設工事の請負契約・支払」、「施工体制台帳等の作成義務」等について解説したものです。

本書をご活用いただくことで、建設業法を理解する一助となれば幸いです。

本書の内容は、以下のサイトからダウンロードできます。

国土交通省北陸地方整備局サイト <http://www.hrr.mlit.go.jp/>

→技術・建設産業

→建設業情報 <http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>



「建設業者のための建設業法（令和３年３月改訂版）」

■ 本書における略語等 ■

【本書における引用について】「〇〇Ｐ」は本書において参照するページを示します。

【法令等】次の法令等から引用しています。

「法」：建設業法（昭和２４年法律第１００号）

「令」：建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）

「規則」：建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）

「改正法」：建設業法等の一部を改正する法律（令和元年法律第３０号）により改正された建設業法

「入札契約適正化法」：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）

「住宅瑕疵担保履行法」：特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成１９年法律第６６号）

「建設生産システム合理化推進協議会」：「建設産業における生産システム合理化指針」（平成３年２月５日建設省経構発第２号）に基づき、建設生産システムに関して総合工事業者・専門工事業者間が具体的な基準づくり等を推進するために設置した協議会

【本書に関する問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館 2 階

（電 話） 025-370-6571

（FAX） 025-280-8746

（メール） kensetugyohou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp

目 次

■ 建設業者のための建設業法 令和3年3月改訂版における改訂のポイント等—1

一 建設業許可制度の概要—2

1 建設業法の目的	2
2 建設業法における用語の定義等	2
3 建設業の許可	4
4 許可の基準	4
5 建設業の許可を受けた者に課される義務について	7
建設工事の種類と建設業の許可区分に係る一覧表	11
営業所専任技術者（主任技術者又は監理技術者）となりうる国家資格等一覧	21
登録解体工事講習の実施機関、建設業の種類別指定学科	23
一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）となりうる複数業種に係る実務経験	24
標識の掲示	25

二 適正な施工体制—26

1 工事現場に配置すべき技術者	26
2 主任技術者、監理技術者の設置	26
3 一式工事における専門技術者の配置	27
4 附帯工事における専門技術者の配置	27
5 監理技術者等の途中交代	27
6 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係	27
7 監理技術者等の職務・分担	28
8 現場代理人の設置	29
9 監理技術者等の雇用関係	30
10 監理技術者等の専任が必要な工事	30
11 2つの工事を同一の監理技術者が兼任できる場合（特例監理技術者）	31
12 特定専門工事における主任技術者の配置について	31
13 監理技術者資格者証と監理技術者講習履歴について	32
【参考】監理技術者資格者証への監理技術者講習修了履歴の記載について	33
【参考】建設業許可と工事現場の技術者制度 一覧	33
【参考】技術者の設置事例	34
14 専任で設置すべき期間	35
15 専任を要しない期間における他の専任の必要な工事への従事について	37
16 二以上の工事を同一の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が兼任できる場合	37
17 JV（共同企業体）工事における監理技術者等の配置	39
18 地域維持型JV工事における監理技術者等の配置	40

三 特定建設業者の責務—41

四 一括下請負の禁止—42

1 一括下請負の禁止	42
2 一括下請負とは	43
3 一括下請負に対する発注者の承諾	44
4 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分	45
一括下請負に関するQ&A	45

五 建設工事の請負契約・支払—49

1 標準的な見積費目	50
2 見積依頼業者の選定	51
3 見積依頼	51
4 見積期間	51
5 現場説明	52
6 図面渡し	52
7 質疑応答	52
8 見積書の提出	52
9 金額折衝	53
10 契約締結	53
11 契約締結の方法	54
12 出来高払、竣工払	55
13 前払金	56
14 検査及び引渡し	56
15 特定建設業者の下請代金の支払期日等	56
16 帳簿の備え付け及び保存、営業に関する図書の保存	57
17 民間建設工事の適正な品質を確保するための指針について	59

六 施工体制台帳等の作成義務—62

1 施工体制台帳等を作成しなければならない場合	62
2 施工体系図の掲示	63
3 下請負人に対する通知等	63
4 施工体制台帳等の記載内容と添付書類	64
5 施工体制台帳等の備え置き等	66
施工体制台帳（作成例）67～68 再下請負通知書（作成例）69～70 施工体系図（作成例）71 作業員名簿 72	
【参考】健保適用除外承認手続きにより、適法に「建設国保」と「厚生年金」に加入する事業所の「施工体制台帳等」への記載方法について、施工体系図の写しの活用例	73

七 建設業者に対する指導・監督及び相談窓口—75

【参考】建設業法で禁止している行為	76
【参考】建設業法に関する各種相談窓口	77

■ 建設業者のための建設業法 令和３年３月改訂版における改訂のポイント等

1. 周知

① 建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（８０Ｐ～）

○令和元年６月１２日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和元年法律第３０号）が、令和２年１０月１日から一部規定を除き施行されました。

今般の建設業法の改正では、建設業取引に関係する部分について、「著しく短い工期の禁止」などの新たなルールの創設や既存のルールの見直しが行われました。

これに伴い、受発注者間及び元下間における「建設業法令遵守ガイドライン」が改訂されましたので、改訂概要の資料を掲載致します。

② 最近の建設業を巡る状況について

○中央建設業審議会において、建設業法等の改正の方向性が議論されておりますので、こちらからご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s501_chuokensetsugyo01.html

○新・担い手３法（建設業法、入契法、品確法）の一体的改正の内容については、こちらからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000175.html

一 建設業許可制度の概要

1 建設業法の目的

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。（法第1条）

2 建設業法における用語の定義等

建設業法における用語の定義等は次のとおりです。

（1）建設工事（法第2条第1項）、建設業（法第2条第2項）

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で建設業法別表第一の上欄に掲げるものをいいます。

「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

建設工事の種類 ※（ ）内は 建設工事の種類 ごとに分けられた 建設業	土木一式工事（土木工事業）、建築一式工事（建築工事業）、大工工事（大工工事業）、左官工事（左官工事業）、とび・土工・コンクリート工事（とび・土工工事業）、石工事（石工事業）、屋根工事（屋根工事業）、電気工事（電気工事業）、管工事（管工事業）、タイル・レンガ・ブロック工事（タイル・レンガ・ブロック工事業）、鋼構造物工事（鋼構造物工事業）、鉄筋工事（鉄筋工事業）、舗装工事（舗装工事業）、しゅんせつ工事（しゅんせつ工事業）、板金工事（板金工事業）、ガラス工事（ガラス工事業）、塗装工事（塗装工事業）、防水工事（防水工事業）、内装仕上工事（内装仕上工事業）、機械器具設置工事（機械器具設置工事業）、熱絶縁工事（熱絶縁工事業）、電気通信工事（電気通信工事業）、造園工事（造園工事業）、さく井工事（さく井工事業）、建具工事（建具工事業）、水道施設工事（水道施設工事業）、消防施設工事（消防施設工事業）、清掃施設工事（清掃施設工事業）、解体工事（解体工事業）
---	--

（2）建設業者、建設業を営む者（法第2条第3項）

「建設業者」とは、法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます。

「建設業を営む者」とは、「建設業の許可の適用除外となる軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」及び「建設業者」をいいます。

「軽微な建設工事」（法第3条第1項、令第1条の2第1項）

「建築一式工事」の場合	「建築一式工事」以外の場合
工事一件の請負代金の額 ^{注1} が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅 ^{注2} 工事	工事一件の請負代金の額 ^{注1} が500万円に満たない工事

注1 「請負代金の額」

- ・ 請負代金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。
（建設業許可事務ガイドライン【その他】2.）
- ・ 請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときをのぞき、各契約の請負代金の額の合計額になります。（令第1条の2第2項）
- ・ 注文者が材料を支給する場合は、請負代金の額に支給材料の市場価格（運送費を含む。）を加えた額が請負代金の額となります。（令第1条の2第3項）

注2「木造住宅」（建設業許可事務ガイドライン【第3条関係】3.）

- ・「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいいます。
- ・「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいいます。

（3）下請契約（法第2条第4項、法第3条第1項第2号、令第2条、建設業許可事務ガイドライン【第3条関係】4.）

「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいいます。なお、発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,000万円（建築一式工事にあっては6,000万円）以上の工事を下請施工させようとするときは、特定建設業の許可が必要ですが、この4,000万円（建築一式工事にあっては6,000万円）には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

（4）発注者、元請負人、下請負人（法第2条第5項）

- ・「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいいます。
- ・「元請負人」及び「下請負人」とは、ひとつの工事が数次の下請契約により行われる場合において、以下の立場にある者のことです。

「元請負人」：発注者から直接工事を請け負った者及びそれに続く全ての下請契約における注文者で建設業者である者のことです。

「下請負人」：発注者から直接工事を請け負った者からその工事の一部を請け負った者及びそれに続く全ての下請契約における請負者のことです。

（5）附帯工事（法第4条）

建設工事の目的物である土木工作物や建築物は、各種の建設工事の成果が複雑に組み合わされてできているもので、一の建設工事の施工の過程において他の建設工事の施工を誘発し、又は関連する他の建設工事の同時施工を必要とする場合がしばしば生じます。そのため、建設業の業種別許可を厳格に実施して、許可を受けた建設業に係る建設工事以外は一切請け負うことを禁止すると、建設工事の実際の施工において著しく不合理な面が生じ、建設工事の注文者や請負人にとって不便なこともあるので、建設業法は、建設業者が許可を受けた建設業に係る建設工事以外の建設工事であっても、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事も、請け負うことができることとしています。

【附帯工事について、注意しなければいけない点】

- ・一式工事の許可を受けた者は、他の専門工事を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可を受けなければなりません。附帯工事を施工する場合には、その建設業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、その附帯工事に該当する建設業の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることとなります。（法第26条の2第2項）
- ・附帯工事は、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事（電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事など）又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事（屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事など）ですので、それ自体が独立の使用目的に供せられる工事は含みません。附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討することとなります。

（建設業許可事務ガイドライン【第4条関係】）

3 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。（法第3条、令第1条の2）

【建設業の許可の区分等】

（法第3条・5条・9条・15条・16条、令第1条・1条の2・2条、規則第5条）

大臣許可と 知事許可	大臣許可：2以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者 知事許可：1の都道府県のみ営業所を設置して建設業を営む者
一般建設業と 特定建設業	建設業の許可には一般建設業の許可と特定建設業の許可があります。 一般建設業：建設業を営む者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き元請又は下請であることを問わず、一般建設業の許可を受ける必要があります。 特定建設業：特定建設業の許可を受けている者は、発注者から直接請け負った工事について総額4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上の下請契約を締結することができます。
主な共通事項	- 許可の有効期間は5年間です。 - 許可の更新を受けようとする場合は、有効期間満了の日前30日までに許可申請書を提出する必要があります。 - 許可の更新申請中であれば、許可の有効期間が満了した場合であっても、従前の許可は有効なものとして取り扱われます。 - 軽微な工事のみを請け負うことを営業とする場合であっても、許可の要件を満たせば建設業の許可を受けることができます。

4 許可の基準

建設業法では、建設業の許可を受けるための基準（経營業務の管理責任者、社会保険加入、営業所専任技術者、誠実性、財産的基礎、欠格要件）が設けられており、これらの基準を満たさなければ建設業の許可を受けることができません。（法第7・8条・15条、令第5条の2・5条の3・5条の4）

【許可基準の概要】

区分 許可基準	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業 （土木工事業・建築工事業・電気工事業・管工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・造園工事業）
常勤役員等 （経營業務の 管理責任者） （法第7条第 1号）	法人：常勤の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者） 個人：本人又は支配人 【以下のいずれかに該当すること】 - 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。 - 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者であること。 - 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者であること。 - 常勤役員等のうち1人が以下のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理、労務管理、運營業務について5年以上の建設業の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。 - 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者 - 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者		

区分 許可基準	特定建設業		
	一般建設業	指定建設業以外	指定建設業 (土木工事業・建築工事業・電気工事業・管工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・造園工事業)
社会保険加入 (法第7条第1号)	適切な社会保険に加入していること。 ・健康保険・厚生年金保険 適用事業所^{注1}に該当している全ての営業所について、その旨を届け出ていること。 ・雇用保険 適用事業^{注2}の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること。		
営業所専任技術者 (法第7条第2号、法第15条第2号)	各営業所に一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置すること		
	・指定学科^{注3}を卒業後、次の①～⑤のいずれかの実務経験^{注4}を有する者 ①大学又は高等専門学校の 場合 ：3年以上の実務経験 ②高等学校、専門学校^{注5} 又は中等教育学校 ：5年以上の実務経験 ③専門士又は高度専門士^{注6} ：3年以上の実務経験 ④旧実業学校卒業程度検定 ：5年以上の実務経験 ⑤専門学校卒業程度検定 ：3年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者^{注7} ・一定の国家資格等^{注8}を有する者 ・海外での実務経験につき個別審査で国土交通大臣の認定を受けた者^{注9}	・一定の国家資格等^{注8}を有する者 ・一般建設業の営業所専任技術者の資格に該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上^{注10}である工事に関し、2年以上の指導監督的な実務経験^{注11}を有する者	・一定の国家資格等^{注8}を有する者 ・指定建設業に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める審査に合格した者^{注12} ・海外での実務経験につき個別審査で国土交通大臣の認定を受けた者^{注9}
誠実性 (法第7条第3号)	以下の者が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと 法人：当該法人、役員等^{注13}又は令第3条使用人 個人：本人又は令第3条使用人		
財産的基礎 (法第7条第4号、法第15条第3号)	請負契約（軽微な建設工事を除く）を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。具体的には次のいずれかに該当すること。 イ) 自己資本の額が500万円以上であること ロ) 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ハ) 許可申請前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	発注者との請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足る財産的基礎を有していること。 具体的には次のすべてに該当すること。 イ) 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ロ) 流動比率が75%以上であること ハ) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ自己資本の額が4,000万円以上であること	

区分 許可基準	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業 (土木工事業・建築工事業・電気工事業・管工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・造園工事業)
欠格要件 (法第8条、法第17条)	イ) 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けているとき ロ) 次のいずれかに該当するとき 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 2 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者(法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む) 3 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者(法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む) 4 許可の取消処分を免れるための廃業の届出があった場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者(法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む) 5 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 6 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者(法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む) 7 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む) 8 建設業法又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む) 9 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)(法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む。) 10 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの 11 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から9まで又は11(法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの 12 法人でその役員等又は令第3条使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が廃業の届出をする以前から、6に該当する者についてはその者が営業を禁止される以前から、法人の役員等又は令第3条使用人であった者を除く。)のあるもの 13 個人で令第3条使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が許可の取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が廃業の届出をする以前から、6に該当する者についてはその者が営業を禁止される以前から、個人の令第3条使用人であった者を除く。)のあるもの 14 暴力団員等がその事業活動を支配する者		

- 注1 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの。
法人の事業者であって、常時従業員を使用するもの
- 注2 労働者が雇用される事業
- 注3 指定学科：規則第1条、23P参照
- 注4 実務経験：建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数については含まれません。
(建設業許可事務ガイドライン【第7条関係】2.(2))
- 注5 専門学校：学校教育法(昭和22年法律第26号)による専修学校の専門課程
- 注6 専門士、高度専門士：専門士とは「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定」(平成6年文部省告示第84号)第2条、高度専門士とは同告示第3条に規定のもの
- 注7 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者：規則第7条の3、24P参照
- 注8 一定の国家資格等：21～22P参照
- 注9 個別審査は、国土交通省不動産建設経済局国際市場課(電話03-5253-8121)あて申請することとなります。
- 注10 請負代金の額：昭和59年10月1日前の経験にあっては1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の経験にあっては3,000万円以上になります。
(建設業許可事務ガイドライン【第15条関係】1.(2))
- 注11 指導監督的な実務経験：建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
(建設業許可事務ガイドライン【第15条関係】1.(2))
- 注12 特別認定講習及び考査は、過去の法律改正時に経過措置的に行われたものであり、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。
- 注13 役員等：業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者(法第5条)

【解体工事業の新設に伴う経過措置について】

平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業の技術資格要件に該当する者は、令和3年6月30日までの間は、解体工事業の技術者としてもみなされます。

5 建設業の許可を受けた者に課される義務について

建設業の許可を受けた者に対しては、一定額以上の建設業の営業が認められる反面、許可行政庁への届出義務等の様々な義務が課されることになります。以下では、建設業の許可を受けた者に対して課される義務のうち代表的なものを、以下の5つの区分ごとに記載しています。

(1) 許可行政庁への届出義務

(2) 標識の掲示(25P参照)、帳簿の備え付け・保存及び営業に関する図書の保存義務(57～58P参照)

(3) 契約締結に関する義務

請負契約の締結に関しては、着工前書面契約の徹底、契約書面への記載必須事項の規定等の義務があります。また、自己の取引上の地位を不当に利用して工事原価に満たない価格で工事契約の締結を強制する行為や、契約後に自己の取引上の地位を不当に利用して当該工事に使用する資材等の購入先を指定し請負人の利益を害する行為についても禁止されています。

(建設業法令遵守ガイドライン、49～61P参照)

(4) 工事現場における施工体制等に関する義務について

① 工事現場への主任技術者等の配置義務

主任技術者とは当該建設工事に関する一般建設業許可の営業所専任技術者の資格要件を満たす者のことをいい、監理技術者とは当該工事に関する特定建設業許可の営業所専任技術者の資格を満たす者のことをいいます。建設業の許可を取得した者は、元請下請の別に関わらず、全ての工事現場に主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません(JV工事については全ての構成員がこのような技術者を現場に配置することとなります)。(26P～40P参照)

② 建設工事現場への主任技術者等の専任配置義務

個人住宅を除くほとんどの建設工事では、請負代金の額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事に係る主任技術者又は監理技術者は、当該工事現場に専任しなければならない、他の工事現場との兼務ができないこととなっています。(30P参照)

ただし、工事を全面的に一時中止している期間などについて、他の工事現場との兼務ができる場合もあります。(31～38P参照)

③一括下請負の禁止

請け負った建設工事について他者に一括して下請負する行為、他者から建設工事を一括して下請負される行為の双方が禁止されています。(42～48P参照)

④特定建設業許可業者に関する義務

ア 施工体制台帳・施工体系図の作成義務(62～72P参照)

民間工事では発注者から建設工事を直接請け負った特定建設業許可業者が、4,000万円(建築一式工事については6,000万円)以上を下請負して建設工事を施工する場合にあっては、当該建設工事に係る全ての下請業者を明らかとする施工体制台帳等を作成する必要があります。

なお、公共工事では下請契約を締結した場合はその金額に関わらず施工体制台帳等を作成する必要があります。

イ 下請負人への指導義務(41P参照)

発注者から建設工事を直接請け負った特定建設業許可業者には、当該建設工事に係る全ての下請業者に対する法令遵守指導の実施のほか、法令違反を是正しない下請負人があった場合の行政庁への通報義務が課せられています。

(5) 下請代金の支払いに関する義務について

①下請代金の支払期日に関する義務(49、55P参照)

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1か月以内に支払わなければなりません。

②特定建設業許可業者に関する義務

ア 下請代金の支払期日の特例(50、56P参照)

特定建設業許可業者にあつては、前記①の期日、又は、「下請負人(特定建設業許可業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除きます。)からの引渡し申出日から起算して50日以内の日」のいずれか早い期日以内に下請代金の支払を行うことが必要です。

イ 割引困難な手形による支払の禁止(55P参照)

特定建設業許可業者が、下請代金の支払いを一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行うことは禁止されています。手形サイトが120日を超える手形については、割引困難な手形とみなされますので、注意が必要です。

<補足> 経營業務の管理責任者について ※詳細は「建設業許可事務ガイドラインについて」参照

許可に必要な経験は、以下のとおりです。

経営経験 の地位	建設業に関する 経營業務の管理 責任者	建設業に関する経營業務の 管理責任者に準ずる地位		建設業の役員等又は 役員等に次ぐ職制上 の地位	役員等 (他業種も可)
経営経験 の内容	経營業務の管理 責任者としての 経験	経營業務の管理 責任者に準ずる 地位 (a) 執行役員等 としての経験	経營業務の管理 責任者に準ずる 地位 (b) 経營業務を 補佐した経験	役員等に次ぐ職制上の地位の場合は財務 管理・労務管理・業務運営のいずれかの 業務の経験	
必要年数	5 年		6 年	5 年 (※建設業の役員等の経験 2 年以上を含む)	
常勤役員等 を直接に補 佐する者				建設業の財務管理・労務管理・業務運営 について、申請者会社においてそれぞれ業 務経験 5 年以上の者 (1 人が複数の経験を兼ねることが可能)	
根拠法令	規則第 7 条第 1 号 イ (1)	規則第 7 条第 1 号 イ (2)	規則第 7 条第 1 号 イ (3)	規則第 7 条第 1 号 ロ (1)	規則第 7 条第 1 号 ロ (2)

○ 役員のうち常勤であるもの

原則として本社、本店等（主たる営業所）において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

- ・業務を執行する社員・・・持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員
- ・取締役・・・株式会社の取締役
- ・執行役・・・指名委員会等設置会社の執行役
- ・これらに準ずる者・・・法人格にある各種組合等の理事等

業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等

- ・役員には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まれません。

○ 経營業務の管理責任者としての経験

営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいい、具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等の地位にあって経營業務を総合的に執行した経験をいいます。

○ 経營業務の管理責任者に準ずる地位の経験

(a) 執行役員等としての経営管理経験

業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあり、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験

(b) 経營業務を補佐した経験

経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験

○ 役員等に次ぐ職制上の地位

当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位のある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません

○ 常勤役員等を直接に補佐する者

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うこと

- ・財務管理の業務経験・・・建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払などを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。
- ・労務管理の業務経験・・・社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。
- ・業務運営の経験・・・会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

(※同一人の兼務可、申請者会社での経験に限られます。)

・許可を取得した後に、経營業務の管理責任者が退職等により、後任が不在となった場合は、要件の欠如として許可の取消しとなります。(法第29条第1項第1号)

・「経營業務の管理責任者に準ずる地位」、「役員等に次ぐ職制上の地位」、「常勤役員等を直接に補佐する者」での申請は、個別の認定が必要になります。十分な期間をもって、北陸地方整備局建政部計画・建設産業課の担当者へ事前にご相談下さい。

建設工事の種類と建設業の許可区分に係る一覧表

※表中の「略語」とは、監理技術者資格者証に記載される建設業の種類を表す略語のことです。

略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材

略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
				コンクリート ブロック 据 付 け工事	の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
			くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
			土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
			コンクリートにより工作物を築造する工事	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
			その他基礎的ないしは準備的工事	地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外	①「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ③「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。

略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
				広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	④ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑥ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事

略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
					が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ② 「コンクリートブロック」にはプレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から

略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
					設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく、『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗装等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事	① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

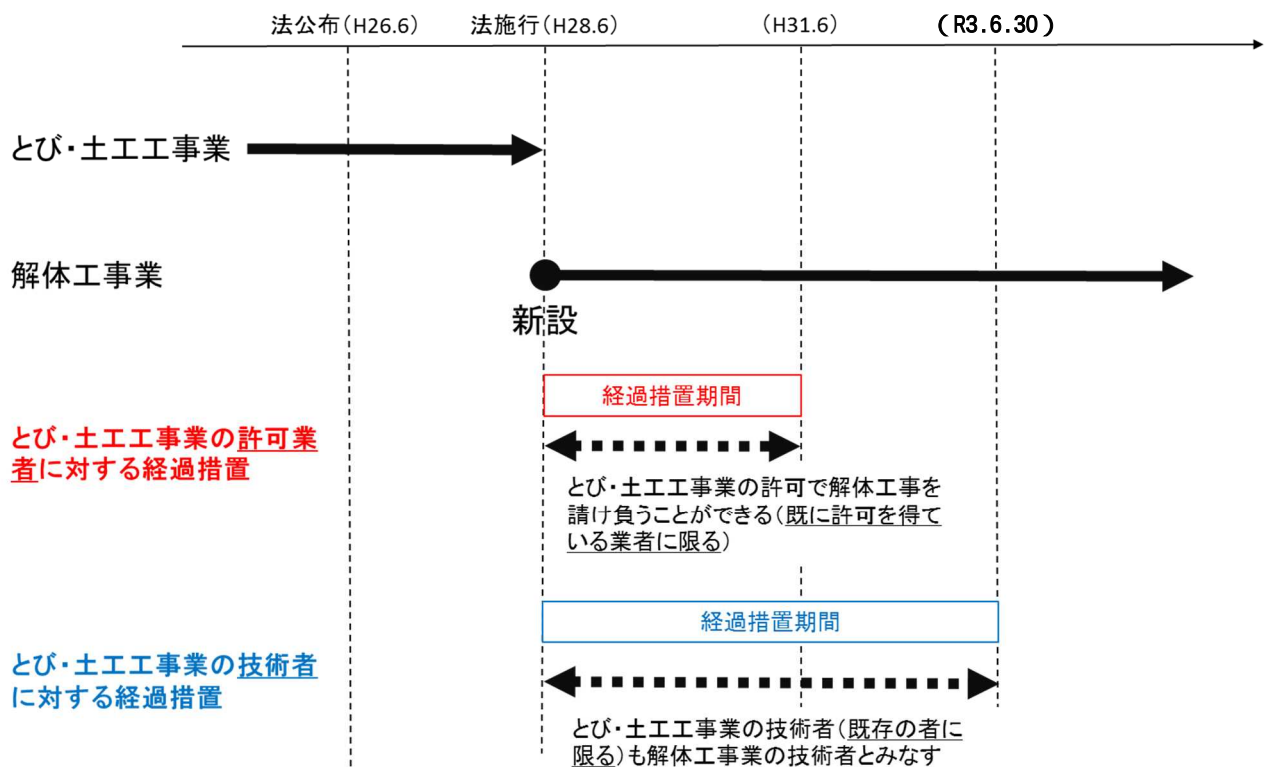
略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
				事、塗膜防水工 事、シート防水 工事、注入防水 工事	② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工 事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、 吸音板、壁紙、たた み、ビニール床タ イル、カーペット、 ふすま等を用いて 建築物の内装仕上 げを行う工事	インテリア工 事、天井仕上工 事、壁張り工 事、内装間仕切 り工事、床仕上 工事、たたみ工 事、ふすま工 事、家具工事、 防音工事	① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材 料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をい う。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であ り、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事 は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加 工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機	機械器具設置 工事	機械器具設置工 事業	機械器具の組立て 等により工作物を 建設し、又は工作 物に機械器具を取 付ける工事	プラント設備 工事、運搬機器 設置工事、内燃 力発電設備工 事、集塵機器設 置工事、給排気 機器設置工事、 揚排水機器設 置工事、ダム用 仮設備工事、遊 技施設設置工 事、舞台装置設 置工事、サイロ 設置工事、立体 駐車設備工事	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設 置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつて は『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工 事』等と重複するものもあるが、これらについては原則と して『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分する ものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは 複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当す る。 ② 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれ る。 ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の吸排 気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の 中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設 置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃 施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例 えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば 『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物 の設備を熱絶縁す る工事	冷暖房設備、冷 凍冷蔵設備、動 力設備又は燃 料工業、化学工 業等の設備の 熱絶縁工事、ウ レタン吹付け 断熱工事	

略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設する工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け	

略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
				工事、自動ドア 一取付け工事、 木製建具取付 け工事、ふすま 工事	
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水 道等のための取 水、浄水、配水等の 施設を築造する工 事又は公共下水道 若しくは流域下水 道の処理設備を設 置する工事	取水施設工事、 浄水施設工事、 配水施設工事、 下水処理設備 工事	① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消 火設備、避難設備 若しくは消火活動 に必要な設備を設 置し、又は工作物 に取付ける工事	屋内消火栓設 置工事、スプリ ンクラー設置 工事、水噴霧、 泡、不燃性ガ ス、蒸発性液体 又は粉末によ る消火設備工 事、屋外消火栓 設置工事、動力 消防ポンプ設 置工事、火災報 知設備工事、漏 電火災警報器 設置工事、非常 警報設備工事、 金属製避難は しご、救助袋、	① 「金属製避難はしご」とは、火災時等によりのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

略語	建設工事の種類 (法別表第一の上欄)	許可業種(法別表 第一の下欄)	建設工事の内容 (昭和 47 建設省 告示第 350 号)	建設工事の例示 (建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
				緩降機、避難橋 又は排煙設備 の設置工事	
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又は ごみ処理施設を設 置する工事	ごみ処理施設 工事、し尿処理 施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃 施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例 えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば 『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、 『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方 は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によ りし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、 公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水 を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、 公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし 尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当す る。
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行 う工事	工作物解体工 事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、 そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的 な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体す る工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』 に該当する。

【とび・土工事業の経過措置について】



営業所専任技術者（主任技術者又は監理技術者）となり得る国家資格等一覧

◎：特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等
 ○：一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格等
 ※：特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る。

資格区分		建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	達	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工技士	◎				◎							◎																	
	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	○				○							○																	
	1級土木施工管理技士	◎				◎	◎					◎	◎	◎		◎											◎		◎	
	2級土木施工管理技士	種別	土	○			○	○					○	○	○													○		○
			鋼構造物塗装																○											
	薬液注入					○																								
	1級建築施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎					◎			◎	
	2級建築施工管理技士	種別	建	○																									○	
			躯体		○		○					○	○	○																○
	仕上		○	○		○	○				○					○	○	○	○	○		○				○				○
	1級電気工事施工管理技士								◎																					
	2級電気工事施工管理技士								○																					
	1級管工事施工管理技士									◎																				
2級管工事施工管理技士									○																					
1級電気通信工事施工管理技士																														
2級電気通信工事施工管理技士																														
1級造園施工管理技士																														
2級造園施工管理技士																														
建築士法（建築士試験）	1級建築士		◎	◎				◎			◎	◎							◎											◎
	2級建築士		○	○				○			○								○											○
	木造建築士			○																										○
（技術士試験）	技術部門「選択科目」																													
	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	◎				◎		◎				◎	◎								◎								◎	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」	◎				◎		◎			◎	◎	◎								◎								◎	
	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」	◎				◎																								
	電気電子・総合技術監理「電気電子」							◎																					◎	
	機械（「流体力学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体力学、熱工学を除く）																				◎									
	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体力学」又は「機械－熱工学」								◎												◎									
	上下水道（「上下水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上下水道及び工業用水道を除く）								◎																				◎	
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上下水道及び工業用水道」								◎																			◎	◎	
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」	◎				◎								◎																
	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																									◎				
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」	◎				◎																			◎					
	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）									◎																				
衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」										◎																	◎			
衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」									◎																	◎	◎			
電気工事士法（電気工事士試験）	第1種電気工事士								○																					
	第2種電気工事士【3年】									○																				
電気事業法（電気主任技術者国家試験等）	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】									○																				
電気通信事業法（電気通信主任技術者試験）	電気通信主任技術者【5年】																								○					
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者【1年】									○																				
消防法（消防設備士試験）	甲種消防設備士																												○	
	乙種消防設備士																												○	
職業能力開発促進法	（検定職種）																													
	建築大工			○																										
	型枠施工			○		○																								
	左官				○																									
	とび・とび工					○																							◎	
	コンクリート圧送施工						○																							
	ウェルポイント施工							○																						
	冷凍空調機器施工・空気調和設備配管								○																					
	給排水衛生設備配管									○																				
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工										○																			
	建築板金「ダクト板金作業」									○							○												</	

資格区分		建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職（業） 能力 検定 促進 法	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○											
	建築塗装・建築塗装工																		○											
	金属塗装・金属塗装工																		○											
	噴霧塗装																		○											
	路面標示施工																		○											
	畳製作・畳工																				○									
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○										
	熱絶縁施工																					○						○		
	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											○		
	造園																									○				
防水施工																			○											
さく井																										○				
その他	地すべり防止工事（注2）					○																					○			
	基礎ぐい工事（注3）					○																								
	建築設備士（注4）								○	○																				
	計装（注5）								○	○																				
	解体工事（注6）																													○
	基幹技能者（注7）	種 目	登録電気工事基幹技能者						○														○							
			登録橋梁基幹技能者					○					○																	
			登録造園基幹技能者																								○			
			登録コンクリート圧送基幹技能者					○																						
			登録防水基幹技能者																			○								
			登録トンネル基幹技能者					○																						
			登録建設塗装基幹技能者																		○									
			登録左官基幹技能者					○																						
			登録機械土工基幹技能者					○																						
			登録海上起重基幹技能者														○													
			登録PC基幹技能者					○						○																
			登録鉄筋基幹技能者												○															
			登録圧接基幹技能者												○															
			登録型枠基幹技能者					○																						
			登録配管基幹技能者								○																			
			登録腐・土工基幹技能者					○																						
			登録切断穿孔基幹技能者					○																						
			登録内装仕上工事基幹技能者																				○							
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										○	
			登録エクステリア基幹技能者					○	○				○																	
			登録建築板金基幹技能者						○										○											
			登録外壁仕上基幹技能者					○													○	○								
			登録ダクト基幹技能者									○																		
			登録保温保冷基幹技能者																					○						
			登録グラウト基幹技能者					○																						
			登録冷凍空調基幹技能者									○																		
			登録運動施設基幹技能者						○							○											○			
			登録基礎工基幹技能者						○																					
			登録タイル張り基幹技能者											○																
			登録標識・路面標示基幹技能者						○												○									
			登録消火設備基幹技能者																											○
			登録建築大工基幹技能者					○																						
			登録硝子大工基幹技能者																		○									
			登録土工工事基幹技能者						○																					
			登録ALC工事基幹技能者										○																	

- 備考
- ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
- （注1） 解体工事業の欄に記載の注記（※印）については以下のとおり。
- ※1：経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業の技術者に該当する場合は、令和3年6月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。
 - ※2：技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
上記いずれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなります（2級建築施工管理技士（建築）については、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はありません）。
〔登録解体工事講習とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。〕
 - ※3：2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関する所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は経過措置該当となり、※1と同様の取扱いとなります。
- （注2） 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- （注3） 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。
- （注4） 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- （注5） 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- （注6） 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工士試験が該当します。
- （注7） 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。

登録解体工事講習の実施機関（令和3年3月現在）

登録解体工事講習修了証の様式

登録講習	実施機関の名称	電話番号
登録解体 工事講習	公益社団法人全国解体工事業団体連合会 （所在地：東京都中央区八丁堀4-1-3）	03-3555-2196
	一般財団法人全国建設研修センター （所在地：東京都小平市喜平町2-1-2）	042-300-1743

登録解体工事講習修了証	
(修了証番号 第 号)	
氏 名	
(生年月日 年 月 日)	
この書は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第81号）附則第三條第一項又は附則第三條第二項の規定により認められて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第14号）第七条の三第一号の登録解体工事業の修了一書又は第一号の登録を受けた講習を修了した書であることを証します。	
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

建設業の種類別指定学科（規則第1条）

	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）となりうる複数業種に係る実務経験（規則第7条の3）

	実 務 経 験
大工工事業	1 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
とび・土工工事業	1 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
内装仕上工事業	1 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
解体工事業	1 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 3 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者

【改正法施行前のとび・土工工事業における実務経験年数の取扱】

◆改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事の実務経験年数は、改正法施行前のとび・土工・コンクリート工事の全ての実務経験年数とする。

◆解体工事の実務経験年数は、改正法施行前のとび・土工・コンクリート工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数とする。

	改正法施行前の実務経験	改正法施行後の取扱
改正法施行後 とび・土工工事業		
解体工事業		

【標識の掲示】

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業の許可を受けた建設業者はその店舗及び建設工事現場において、公衆の見やすい場所に、所定の事項を記載した標識を掲げなければなりません。標識を掲げない者は、法第55条により10万円以下の過料に処せられます。

(法第40条、規則第25条、法第55条)

1 建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合（規則様式第28号）

35cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
この店舗で営業している建設業				

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

2 建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則様式第29号）

25cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号		国土交通大臣 許可()第 号 知事	
	許可年月日			

35cm以上

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

※建設工事の現場ごとに掲げる標識は、発注者から直接請け負ったものに限りません。

二 適正な施工体制

1 工事現場に配置すべき技術者

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。

(法第26条第1項、第2項、令第2条)

主任技術者（法第26条第1項）

建設業者（建設業の許可を受けた者）は、元請負人・下請負人の別、請負金額の大小に係わらず、工事現場に主任技術者を配置しなければなりません。

建設業者
※無許可業者は除く



主任技術者を配置

監理技術者（法第26条第2項）

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という。）で、特定建設業者は4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して建設工事を施工するときは、当該建設工事を施工するために監理技術者を配置しなければなりません。

元請の特定建設業者

合計4,000万円（建築一式は6,000万円）
以上の下請契約を締結



（主任技術者に代えて）
監理技術者を配置

2 主任技術者、監理技術者の設置

元請の特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要があります。

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となったような場合には、元請の特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を有する技術者を置かなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル二一（1））

・土木一式工事の場合

（当初）
請負代金額 6,000万円
下請負金額 2,700万円

主任技術者



（変更後）
請負代金額 8,500万円
下請負金額 4,800万円

監理技術者

3 一式工事における専門技術者の配置

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の内容である他の建設工事（例えば、住宅建築工事を施工する場合の、屋根工事、電気工事等の一式工事の内容となる専門工事。軽微な建設工事は除く。）を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を置かなければなりません。当該工事現場に置かれた監理技術者等が、専門技術者の資格要件を備えている場合は、監理技術者等が専門技術者を兼務することができます。

なお、自ら専門技術者を置くことができないときは、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければなりません。（法第26条の2第1項）

4 附帯工事における専門技術者の配置

許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（例えば、建築物の電気配線の改修に伴い、必要が生じた内装仕上工事等。軽微な建設工事は除く。）を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を置かなければなりません。当該工事現場に置かれた監理技術者等が、専門技術者の資格要件を備えている場合は、当該監理技術者等が専門技術者を兼務することができます。

なお、自ら専門技術者を置くことができないときは、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければなりません。（法第26条の2第2項）

5 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられます。

- （１） 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- （２） 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- （３） 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。

なお、監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での交代には該当しません。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。

（監理技術者制度運用マニュアル二一（４））

6 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、専任を要する現場の監理技術者等になることはできません。特例として、下記の要件を全て満たす場合は、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

- 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

（監理技術者制度運用マニュアル二一（５）、平成15年4月21日国総建第18号「営業所における専任技術者の取扱いについて」）

7 監理技術者等の職務・分担

監理技術者等の職務・分担は次のとおりです。

○ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである。（法第26条の4第1項）

また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められます。（監理技術者制度運用マニュアル二一三）

○ このように、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務は、建設業法において、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の区別なく示されているが、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に履行しなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要です。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務の補佐をすることが求められます。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制を構築しておく必要があります。

なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネージメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者に近い役割を担います（下表右欄）。

（監理技術者制度運用マニュアル二一三）

表：主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務

	元請の主任技術者、監理技術者 又は特例監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的 施工管理	○請け負った範囲の建設工事の 施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的 施工管理
施工計画の 作成	○請け負った建設工事全体の施工計画 書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の 修正	○元請が作成した施工計画書等 に基づき、請け負った範囲の 建設工事に関する施工要領書等 の作成 ○元請等からの指示に応じた施工 要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要 領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の 修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の 進捗確認 ○工程会議等への参加 ^注	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加 ^注 、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する 下請からの施工報告の確認、必要に 応じた立ち会い確認、事後確認等の 実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関 する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する 下請からの施工報告の確認、必要に 応じた立ち会い確認、事後確認等の 実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における 主任技術者の配置等法令遵守や職務 遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術 指導	○請け負った範囲の建設工事に関 する作業員の配置等法令遵守 の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における 主任技術者の配置等法令遵守や職務 遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における 現場作業に係る実地の総括的技術指導

^注 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる。

○ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。

○ 下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、建設業法第24条の8の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく（74P参照）。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わ

ない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。

- 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したもののだけでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

また、工事現場における建設工事の施工に従事する者は、監理技術者等がその職務として行う指導に従わなければならない（法第26条の4第2項）。

- 大規模な工事現場等については、監理技術者に求められる役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を支援する他の技術者を同じ建設業者に所属する技術者の中から配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を支援する立場の者であり、一つの工事現場において総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。（監理技術者制度運用マニュアル二一三）

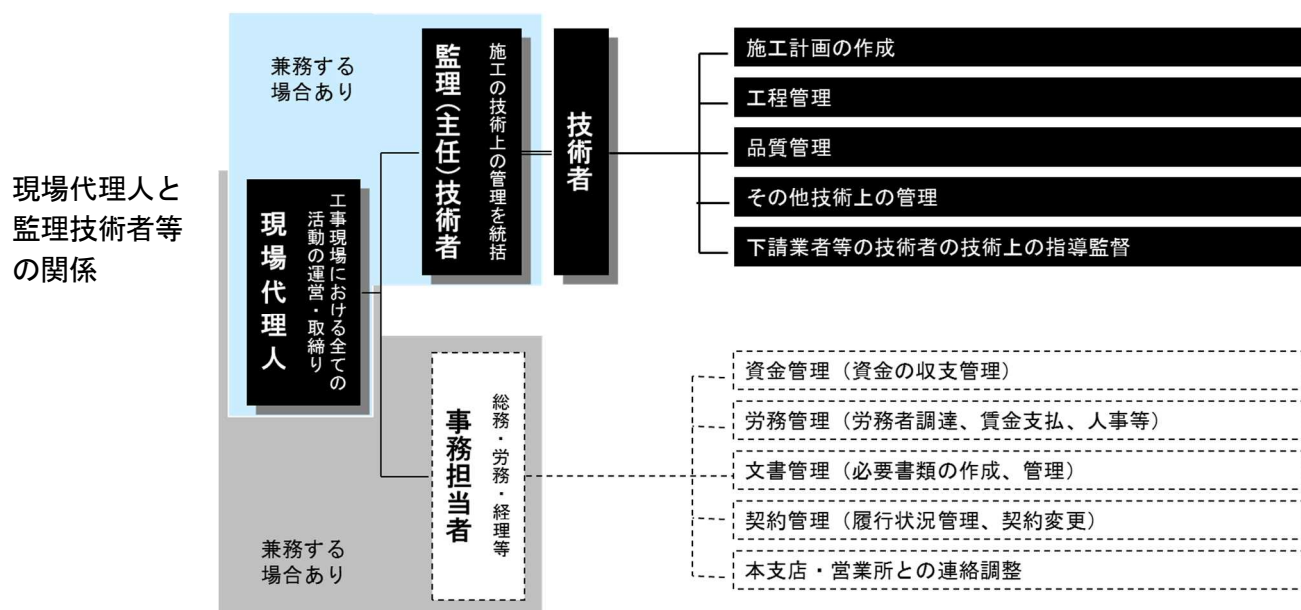
8 現場代理人の設置

請負人が請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を書面により注文者へ通知することが義務付けられています。（法第19条の2）

現場代理人は、建設業法で設置を義務づけるものではなく、契約に基づき設置されているものですが、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠です。なお、現場代理人、監理技術者等及び専門技術者はこれを兼ねることができます。公共工事においては、公共工事標準請負契約約款により現場代理人の設置が求められます。

公共工事標準請負契約約款では、現場代理人に常駐を求めています。常駐とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特段の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味します。ただし、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐していなくても、円滑な工事の遂行は可能なケースもあることから、発注者は一定の要件（現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合）のもとに常駐義務を緩和できることとなりました。

（監理技術者制度運用マニュアル二一三、公共工事標準請負契約約款第10条）



9 監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされます。したがって以下のような技術者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣社員など）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用など）

特に、国、地方公共団体等が発注する建設工事において、元請の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合にあっては入札の申込を伴わないもの）にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日、若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなします。（監理技術者制度運用マニュアル二四（１）（２）（３））

10 監理技術者等の専任が必要な工事

建設業者は、元請下請の別にかかわらず、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（民間工事を含み、個人住宅を除くほとんどの建設工事が該当します）で、工事一件の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を請け負った場合においては建設工事の安全かつ適正な施工をより厳格に確保するため、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で置かなければなりません。（法第26条第3項、令第27条第1項）

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することをいいます。専任の監理技術者等は、他の工事現場の監理技術者等と基本的には兼務はできず、また、営業所の専任技術者は、専任の監理技術者等にはなれません（27P参照）。

【公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事】

- ① 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
- ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
- ④ 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者（同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅^注、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔

注 共同住宅に長屋は含まれません。

事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が7,000万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めません。

- ① 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- ② 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である7,000万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第6条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別します。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとします。

（平成20年10月8日国総建第177号「建築士法等の一部を改正する法律等の施行について」）

1 1 2つの工事を同一の監理技術者が兼任できる場合（特例監理技術者）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合は専任が必要となりますが、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではありません。

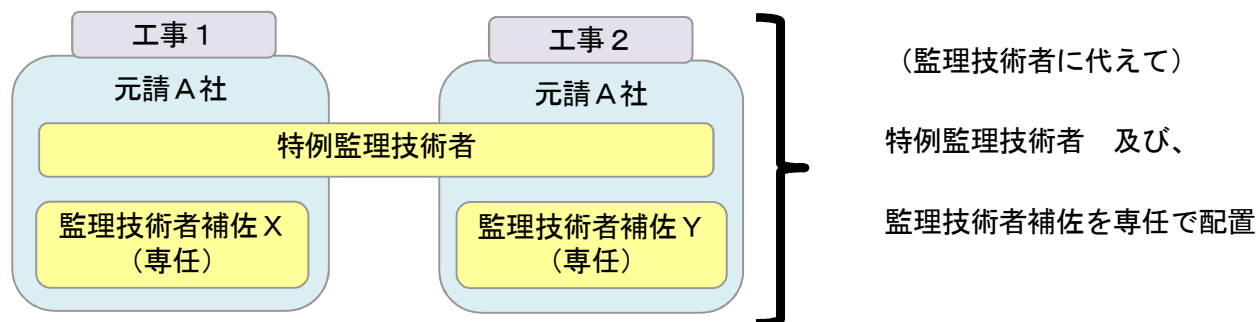
なお、この場合の同一の監理技術者が兼務できる工事現場数は2となります。

（法26条第3項ただし書、第4項、令第29条）

また、兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲です。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル三（1））

特例監理技術者（法第26条第3項ただし書、第4項）

監理技術者補佐として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（2現場まで）



<参考> 監理技術者補佐について

監理技術者の職務を補佐する者は、監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者とされており、具体的には以下のいずれかの者となります。

- ・ 建設工事の種類に応じた1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者
- ・ 建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

（令第28条、国土交通省告示第1057号）

※技士補とは令和3年度からの新たな技術検定制度において第1次検定に合格した者に与えられる称号です。

1 2 特定専門工事における主任技術者の配置について

特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下、「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされています。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が3,500万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となります。

（法第26条の3第1項、第2項、令第30条）

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務経験を有すること、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となります。（法第26条の3第6項）この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導した経験が対象となります。（監理技術者制度運用マニュアル二（1））

○対象とする工事（法第26条の3第2項）
鉄筋工事及び型枠工事

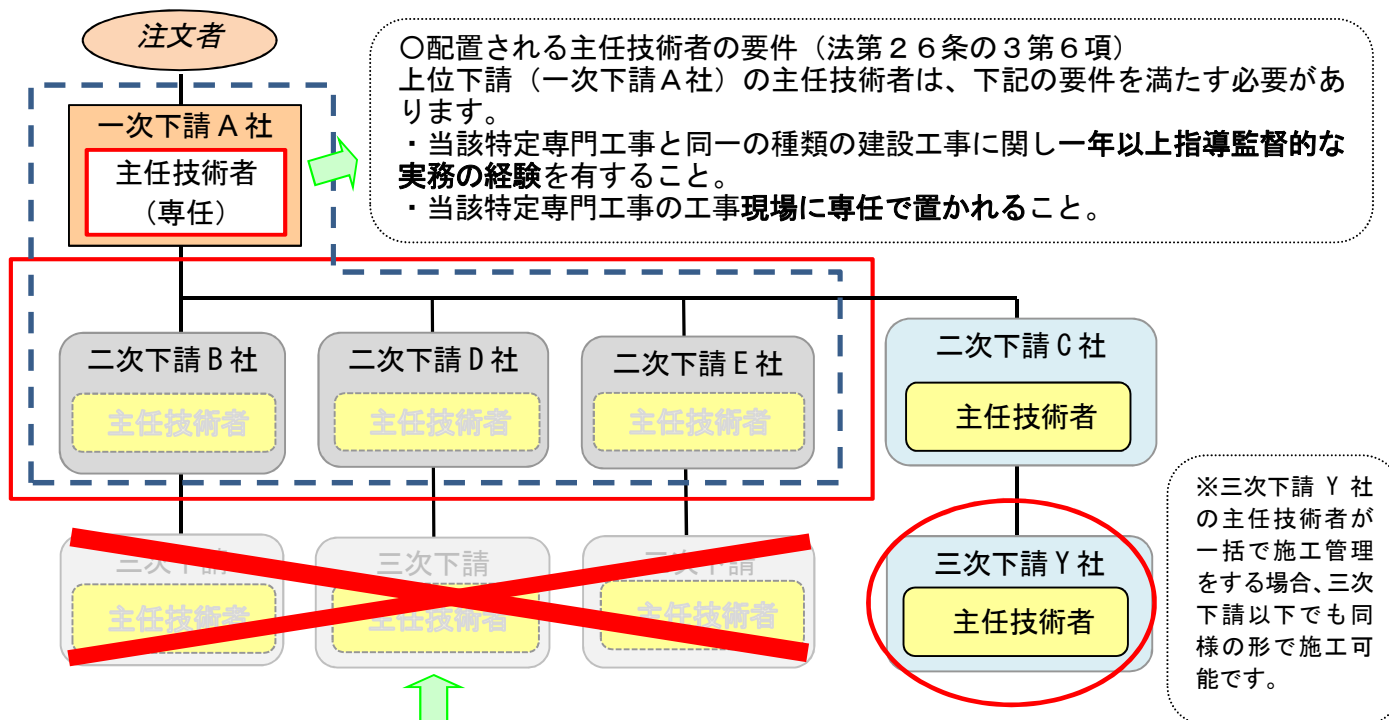
○手続き（法第26条の3第1、3、4、5項、令第17条の6）

工事を注文する者（一次下請A社）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要があります。この際、一次下請A社は注文者の書面による承諾を得る必要があります。

- ・特定専門工事の内容
- ・当該元請負人（一次下請A社）が置く主任技術者の氏名
- ・当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- ・その他に当該特定専門工事以外の下請契約がある場合はそれらの請負代金の額の総額

○下請契約の請負代金の額（法第26条の3第2項）

一次下請A社が下請負人（二次下請B、D、E社）に請け負わせることができる金額は、**合計額が3,500万円未満**となります。



○再下請の禁止（法第26条の3第8項）

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはなりません。⇒違反した場合は、監督処分の対象となります。

なお、主任技術者を置いている下請負人（二次下請C社）は再下請負が可能です。（法26条の3第8項）

1.3 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了履歴について

専任の監理技術者又は特例監理監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を受講した者のうちから選任しなければなりません。（法第26条第5項、規則第17条の14）

専任の監理技術者又は特例監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならないため、常時、携帯する必要があります。

監理技術者講習については、専任の監理技術者又は特例監理技術者として専任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければなりません。なお、令和3年1月1日以降は、監理技術者講習の有効期間の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日となり、同日から5年間は監理技術者講習の有効期間となります。（規則第17条の17）また、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましいです。

平成28年6月1日から登録講習機関が実施する監理技術者講習を修了後、登録講習機関から交付される修了履歴のラベルを監理技術者資格者証の裏面に貼付することになりました。

（法第26条第5項、第6項、監理技術者制度運用マニュアル四（3））

【参考】監理技術者資格者証への監理技術者講習修了履歴の記載について

監理技術者講習履歴を記載したラベル

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	
	印	

監理技術者資格者証の表面

氏名	年 月 日 生	本籍
住所		
写真	前交付	年 月 日 交付
	交付番号	第 号
	監理技術者資格者証	
	平成 年 月 日 まで有効	
	国土交通大臣指定資格者証交付機関代表者	
新建築業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園	
有・無		

平成28年6月1日以降に監理技術者資格者証又は監理技術者講習修了履歴の交付を受けるまでは、従前どおり、監理技術者講習修了証を携帯しておくことが望ましい。(監理技術者制度運用マニュアル四(3))

改正後の監理技術者資格者証の裏面

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	
	印	

監理技術者資格者証の裏面上部の「監理技術者講習履歴」欄へ貼付する。

改正前の監理技術者資格者証の裏面

備考

監理技術者資格者証の裏面上部の磁気ストライプの上から貼付する。

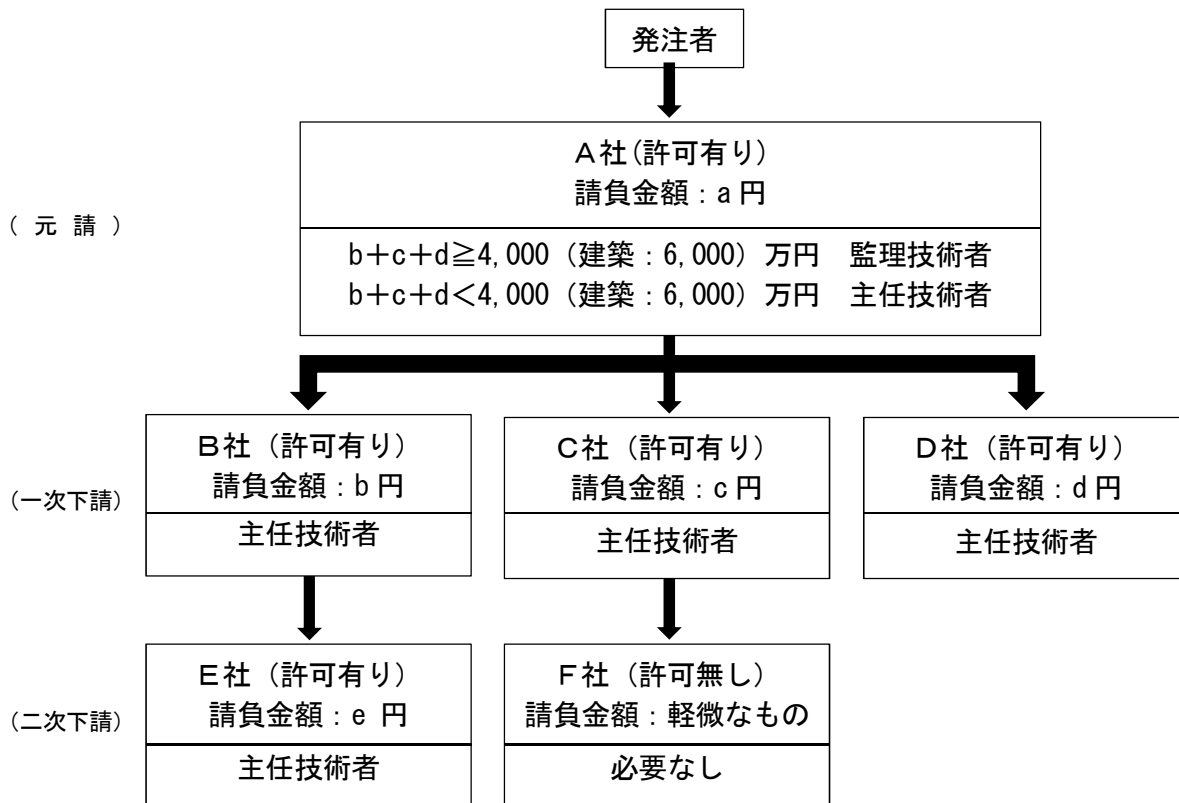
【参考】建設業許可と工事現場の技術者制度 一覧

		許可を受けている建設業					
		指定建設業 (土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園)			指定建設業以外の建設業		
建設業許可	許可の種類	特定		一般	特定		一般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 指導監督的実務経験者 ^{注2}		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額	4,000万円 ^{注1} 以上	4,000万円 ^{注1} 未満	4,000万円 ^{注1} 以上は契約不可	4,000万円 ^{注1} 以上	4,000万円 ^{注1} 未満	4,000万円 ^{注1} 以上は契約不可
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者		主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 指導監督的実務経験者 ^{注2}		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	工事現場における技術者の専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、 請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上で必要					
	監理技術者資格者証の必要性	専任の監理技術者のときに必要		必要ない	専任の監理技術者のときに必要		必要ない
	講習の必要性	専任の監理技術者のときに必要		必要ない	専任の監理技術者のときに必要		必要ない
その他の要件		建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任の監理技術者又は主任技術者については、3ヶ月以上の雇用関係が必要)					

注1 建築一式工事の場合は6,000万円

注2 7P・注11 参照

【参考】技術者の設置事例



- (1) A社は、下請代金の額の合計($b+c+d$)が、 $b+c+d \geq 4,000$ 万円(建築一式工事の場合は、6,000 万円)のとき、監理技術者を置かなければなりません。また、特定建設業の許可が必要です。
 $b+c+d < 4,000$ 万円(建築一式工事の場合は、6,000 万円)のとき、A社は、主任技術者を置けばよく、一般建設業の許可でよいことになります。
- (2) B、C、D、E社は、建設業の許可を受けている建設業者であるならば、すべてA社とは別に主任技術者を置かなければなりません。
 $b, c, d, e < 500$ 万円(建築一式工事の場合は、1,500 万円)の軽微な建設工事であっても、B、C、D、E社が建設業の許可を受けていれば、主任技術者を置かなければなりません。
- (3) $e \geq 4,000$ 万円(建築一式工事の場合は、6,000 万円)のとき)であってもB社は、発注者から直接建設工事を請負っていないので、特定建設業者であっても監理技術者を置く必要はなく、主任技術者を置くことになります。
- (4) F社のように、軽微な建設工事のみを行い、建設業の許可を受けずに建設業を営んでいる者は、主任技術者を置く必要がありません。
- (5) 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負代金の額が3,500 万円(建築一式工事の場合は7,000 万円)以上を請け負った場合においては元請、下請の別にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を専任で置かなければいけません。
 (30P参照)

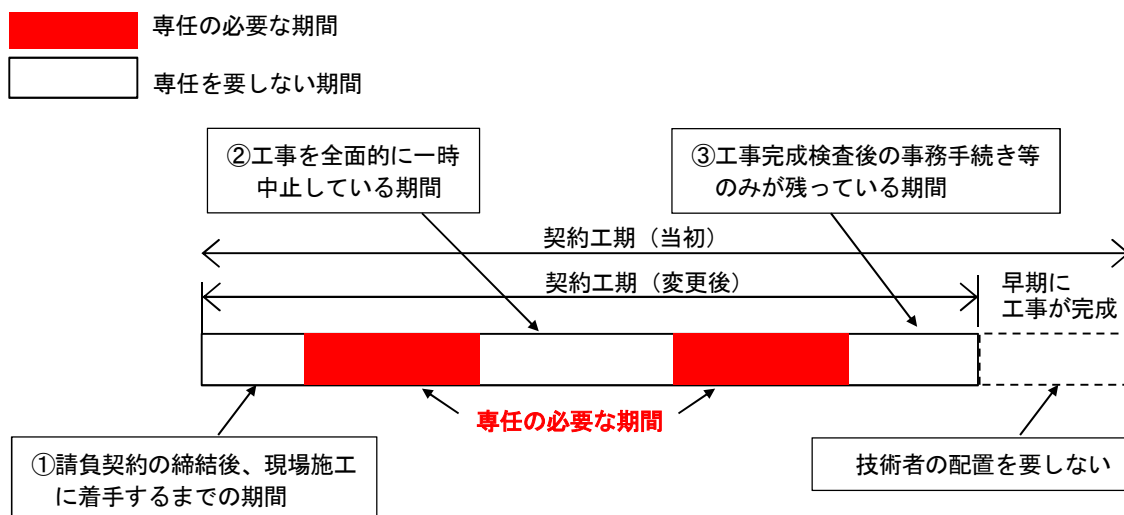
1 4 専任で設置すべき期間

元請が主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要です。

(監理技術者制度運用マニュアル三(2))

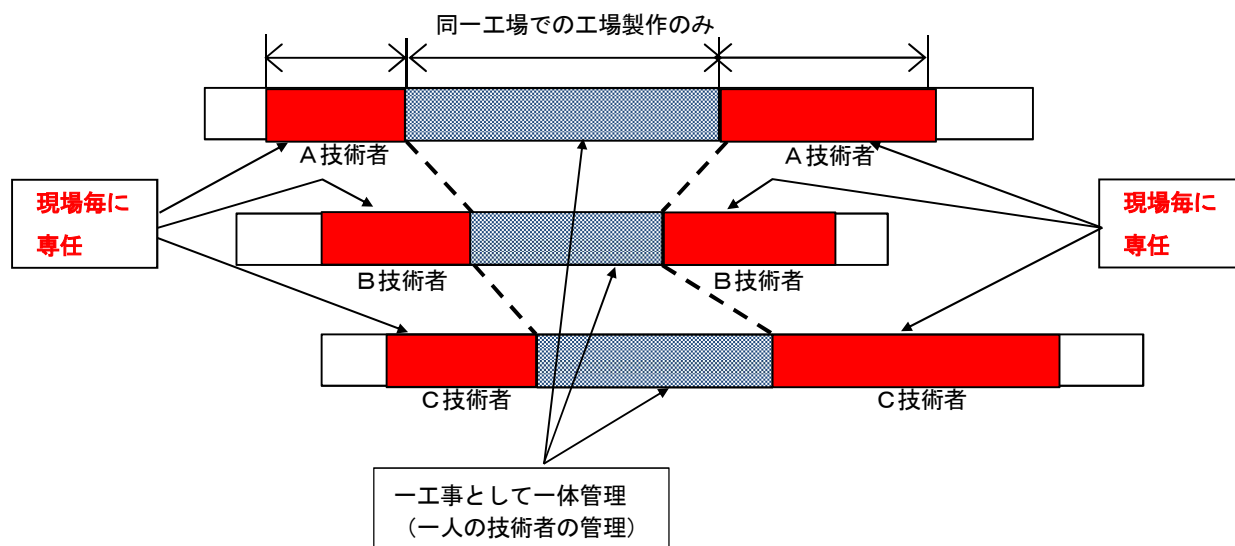
(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間



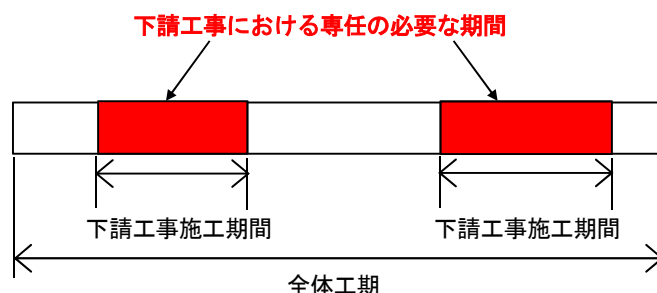
④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができます。



(2) 下請工事における専任の必要な期間

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とされています。



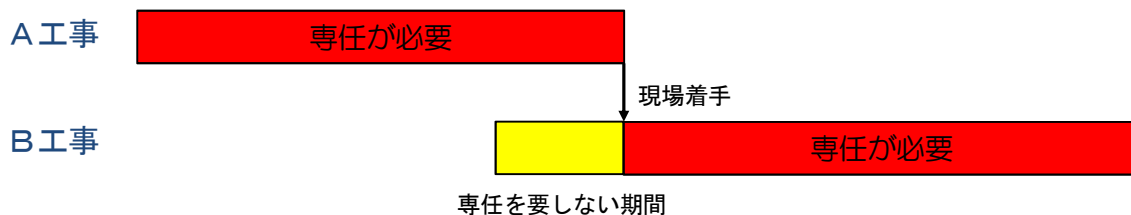
工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任しなければなりません。

(3) フレックス工期または余裕期間を設定した工事の取扱い

フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事、または、余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において実工期の30%かつ四ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しません。

○注意すべき事項（よく問い合わせを受けるケース）

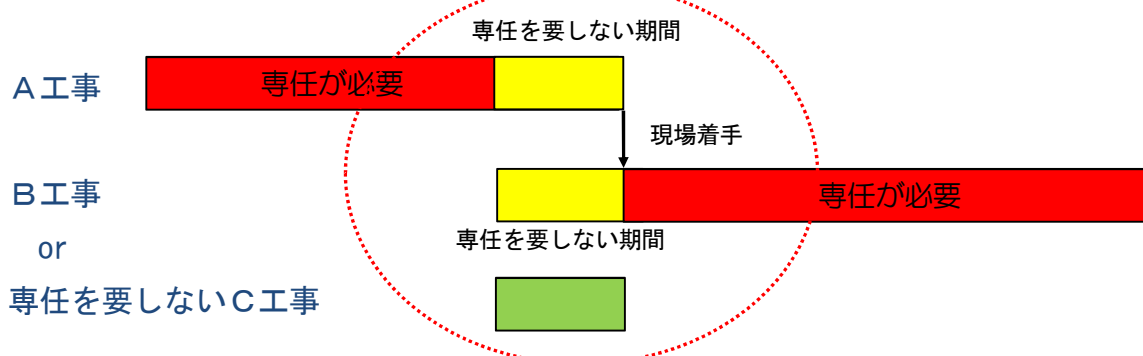
現場着手までは専任を求めないという規定を活用した場合・・・



⇒B工事だけで考えれば、一見、問題がなさそうに見えるが、A工事において「専任」がかかっているため、当該技術者については、B工事に技術者として配置されたことが確認された時点で「専任義務違反」となる。



OKになるためには以下のような状況にあることが必要

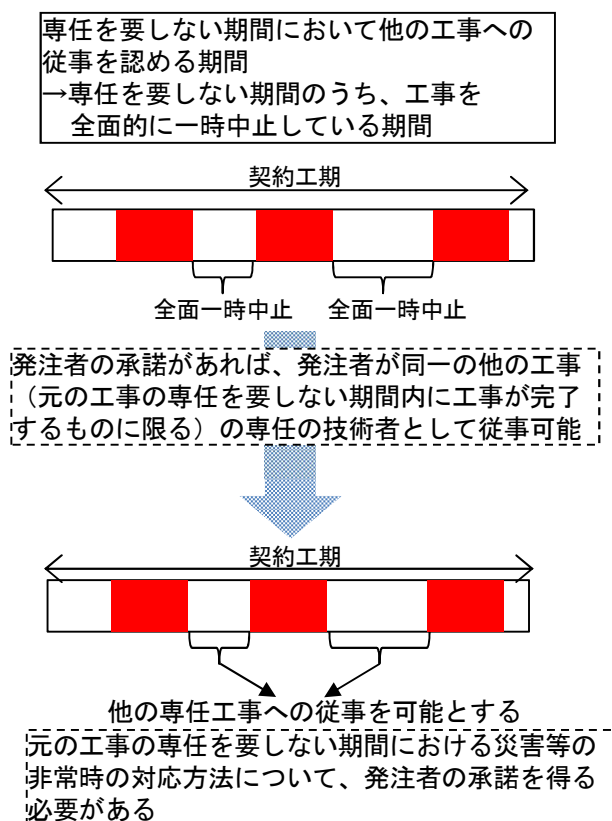


1 5 専任を要しない期間における他の専任の必要な工事への従事について

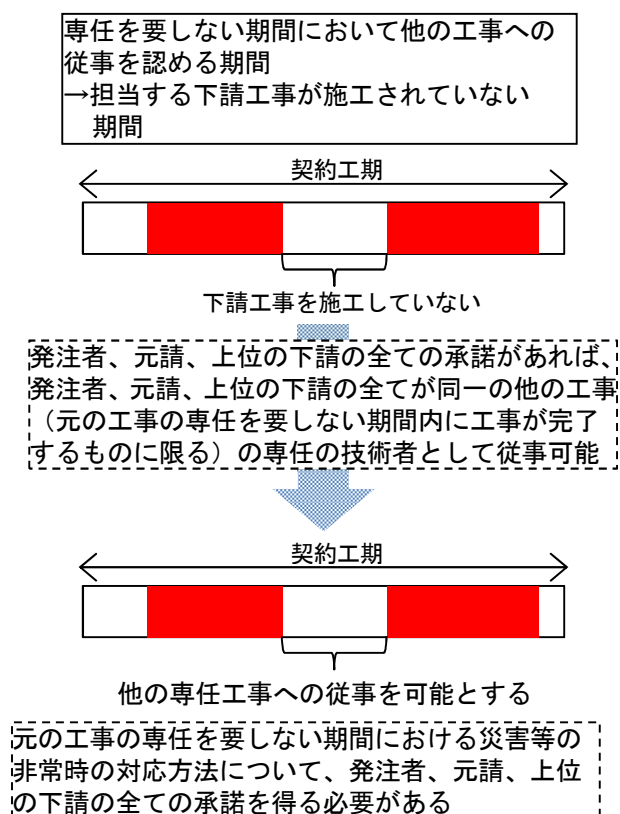
元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐について、工事を全面的に一時中止している期間に限って、発注者の承諾を得た上で、発注者が同一の他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができます。

また、下請の主任技術者についても、一定の条件下で発注者や元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事の専任の主任技術者として従事することができます。(監理技術者制度運用マニュアル三(2))

(元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合)



(下請の主任技術者の場合)



1 6 二以上の工事を同一の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が兼任できる場合

(1) 同一の専任の主任技術者が兼任できる場合

専任を要する工事のうち、密接な関係のある二以上の工事を、同一の建設業者が、同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。(令第27条第2項)

これについては、当面の間、以下①～③のとおりに取り扱います。ただし、この規定は専任の監理技術者については適用されません。(監理技術者制度運用マニュアル三(2))

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当します。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えありません。
- ② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とします。
- ③ ①及び②の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各

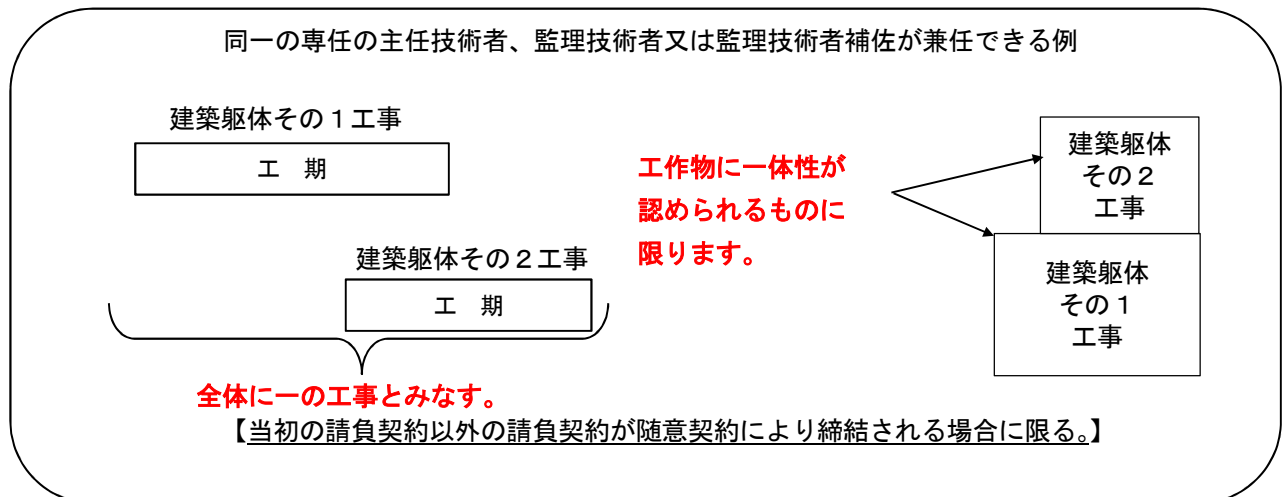
工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要です。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれます。

(2) 同一の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が兼任できる場合

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えるので、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

この場合、これらの複数工事に係る下請金額の合計が 4,000 万円以上（建築一式の場合は 6,000 万円以上）となるときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければなりません。また、これらの複数工事に係る請負代金の額の合計が 3,500 万円以上（建築一式の場合は 7,000 万円以上）となる場合、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル三（2））



17 JV（共同企業体）工事における監理技術者等の配置

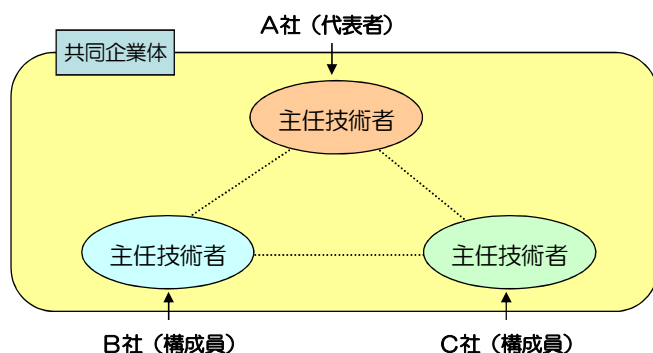
JV（共同企業体）とは、複数の建設業者が一つの建設工事を共同で受注・施工することを目的として形成する事業組織体です。共同企業体の形態には、その活用目的の違いにより、特定JV、経常JV、地域維持型JVに区別され、また、施工方式の違いにより、甲型JV（甲型共同企業体）^{注1}と乙型JV（乙型共同企業体）^{注2}に区別されます。

共同企業体運用準則では、特定JVの代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大、経常JVの代表者は構成員において決定させた者とされています。（地域維持型JVについては、次項目を参照。）

注1 全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出して、渾然一体となって工事を施工する方式をいいます。（共同施工方式）

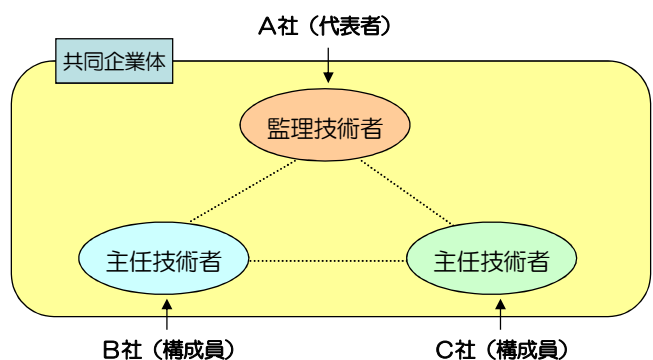
注2 各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割し、各構成員は、それぞれの分担した工事について責任をもって施工する方式をいいます。（分担施工方式）

○ 甲型JVで下請代金の総額が4,000万円（建築一式6,000万円）未満の場合



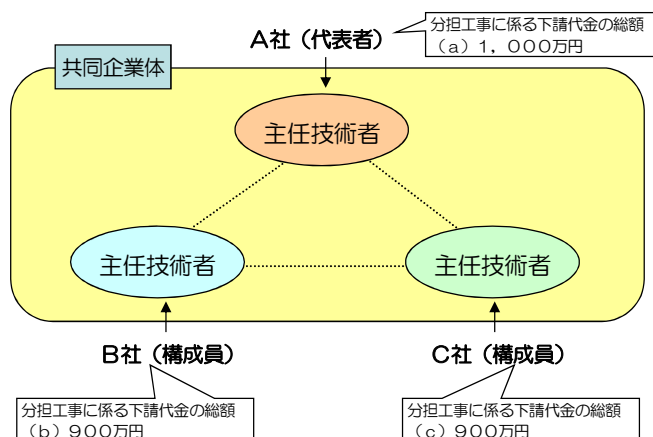
- ① すべての構成員が主任技術者を配置
- ② 発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式7,000万円）以上の場合は、主任技術者のすべてが当該工事に専任

○ 甲型JVで下請代金の総額が4,000万円（建築一式6,000万円）以上の場合



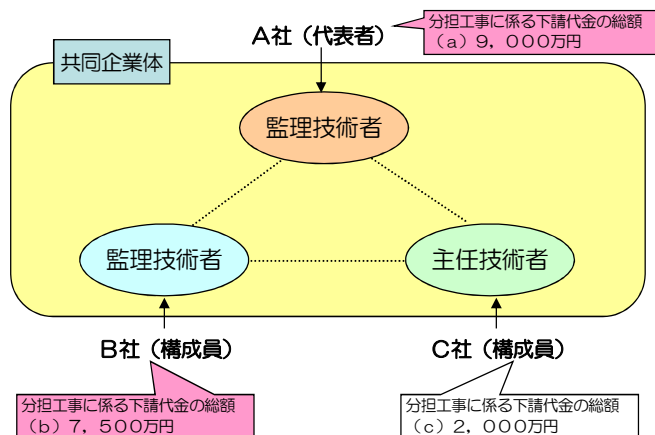
- ① 代表者が監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置
- ② 監理技術者及び主任技術者は、当該工事に専任

○ 乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円（建築一式6,000万円）未満の場合



- ① すべての構成員が主任技術者を配置
- ② 分担工事に係る請負代金の額が3,500万円（建築一式7,000万円）以上の場合は、配置された主任技術者は、当該工事に専任

○ 乙型ＪＶで分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円（建築一式6,000万円）以上の場合



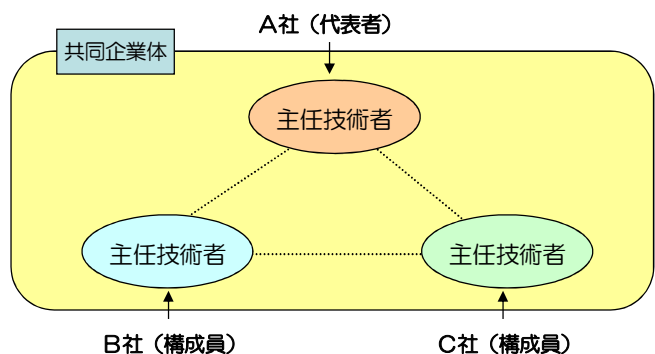
- ① 代表者及び構成員であっても分担工事に係る下請代金が4,000万円（建築一式6,000万円）以上となった者は監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置
- ② 分担工事に係る請負代金の額が3,500万円（建築一式7,000万円）以上の場合は、配置された監理技術者等は、当該工事に専任

18 地域維持型ＪＶ工事における監理技術者等の配置

地域維持型ＪＶとは、地域の建設企業の減少、小規模化が進み、社会資本等の維持管理や除雪など地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない状況にあることから、施工の効率化と必要な施工体制の安定的な確保を図り、地域の維持管理が持続的に行われるよう、地域維持事業の実施を目的に、地域精通度の高い建設企業で構成される共同企業体をいいます。通常のＪＶと同様に甲型地域維持型ＪＶ、乙型地域維持型ＪＶに区分されますが、甲型地域維持型ＪＶにおいては、技術者の配置が通常のＪＶとは異なります。（乙型地域維持型ＪＶは、通常のＪＶにおける技術者の配置と同じとなります）。

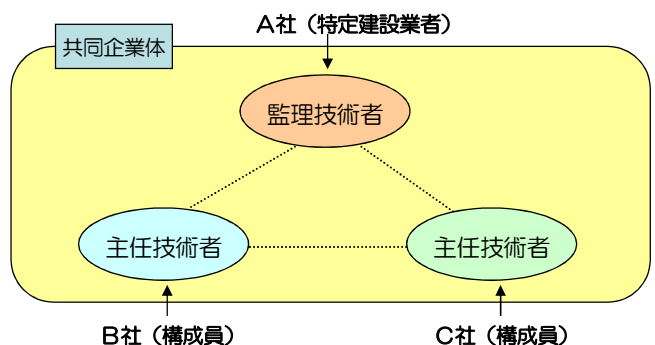
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされ、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有するべき旨が示されています。

○ 甲型地域維持型ＪＶで下請代金の総額が4,000万円（建築一式6,000万円）未満の場合



- ① すべての構成員が主任技術者を配置
- ② 発注者から請け負った建設工事の請負金額が3,500万円（建築一式7,000万円）以上の場合は、配置された主任技術者は専任
- ③ ただし、発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式7,000万円）以上であっても、土木又は建築工事業の許可を有した上位等級の構成員（代表者でなくても可）が主任技術者を専任させる場合は、他の構成員は専任不要。

○ 甲型地域維持型ＪＶで下請代金の総額が4,000万円（建築一式6,000万円）以上の場合



- ① 特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置
- ② 発注者から請け負った建設工事の請負金額が3,500万円（建築一式7,000万円）以上の場合は、配置された監理技術者は専任
- ③ ただし、発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式7,000万円）以上であっても、土木又は建築工事業の許可を有した上位等級の構成員（代表者でなくても可）が監理技術者を専任させる場合は、他の構成員は専任不要。

三 特定建設業者の責務

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者（元請負人）は、下請負人がその下請負に係る建設工事の施工に関し、建設業法、建築基準法、労働基準法等の法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。なお、指導の対象となる下請負人は、直接の下請負人だけでなく当該工事に携わるすべての下請負人です。（法第24条の7、令第7条の3）

現場での法令遵守の指導

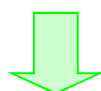
（法第24条の7第1項）

下請負人の法令違反について是正を求める

（法第24条の7第2項）

下請負人が是正しないときは許可行政庁へ通報

（法第24条の7第3項）



下請負人の区分		通報することとなる許可行政庁
許可を受けている者	大臣許可	許可をした地方整備局等 または 建設工事の行われている区域を管轄する都道府県知事
	知事許可	許可をした都道府県知事 または 建設工事の行われている区域を管轄する都道府県知事
許可を受けていない者		建設工事の行われている区域を管轄する都道府県知事

指導すべき法令の規定

法令の規定	内 容
建設業法	下請負人保護に関する規定、技術者の設置に関する規定等、本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に留意すること。 （１）建設業の許可（第3条） （２）一括下請負の禁止（第22条） （３）下請代金の支払（第24条の3、第24条の6） （４）検査及び確認（第24条の4） （５）主任技術者及び監理技術者の設置等（第26条、第26条の2）
建築基準法	（１）違反建築の施工停止命令等（第9条第1項、第9条第10項） （２）危害防止の技術基準等（第90条）
宅地造成等規制法	（１）施設の設置、設計者の資格等（第9条） （２）宅地造成工事の防災措置等（第14条第2項、第14条第3項、第14条第4項）
労働基準法	（１）強制労働等の禁止（第5条） （２）中間搾取の排除（第6条） （３）賃金の支払方法及び支払額等に関する規制（第24条） （４）労働者の最低年齢の制限（第56条） （５）年少者、女性の坑内労働の禁止（第63条、第64条の2） （６）安全衛生措置命令（第96条の2第2項、第96条の3第1項）
職業安定法	（１）労働者供給事業の禁止（第44条） （２）暴行等による職業紹介の禁止（罰則）（第63条第1号、第65条第8号）
労働安全衛生法	危険・健康障害の防止（第98条第1項）
労働者派遣法	建設労働者の派遣の禁止（第4条第1項）

四 一括下請負の禁止

建設工事における一括下請負の禁止に関しては、「一括下請負の禁止について」（平成４年１２月１７日付建設省経建発第３７９号）等により従来からその徹底を図ってきたところです。これに関し、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成２８年６月２２日）において、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言されました。この提言を受け、国土交通省では、下記のとおり一括下請負の判断基準等を新たに策定し、元請（発注者から直接請け負った者）、下請（それ以外の者）それぞれが果たすべき役割を具体的に定め、一括下請負の禁止の更なる徹底を図っています。（平成２８年１０月１４日国土建第２７５号「一括下請負の禁止について」）

記

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

（参考）建設業法

第２２条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

２ 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

３ 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

４ （略）

（注）第３項に規定する「政令で定めるもの」とは、建設業法施行令第６条の３に規定する「共同住宅を新築する建設工事」をいいます。

１ 一括下請負の禁止

（１）建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。

（２）また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

（３）このため、建設業法第２２条は、いかなる方法をもつてするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（同条第１項）、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと（同条第２項）を禁止しています。

また、民間工事については、建設業法施行令第６条の３に規定する共同住宅を新築する建設工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが（同条第３項）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）については建設業法第２２条第３項は適用されず、全面的に禁止されています。

同条第１項の「いかなる方法をもつてするかを問わず」とは、契約を分割し、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりはないため、建設業法第２２条違反となります。

す。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

2 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

- ① 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。
 - (i) 施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整
 - (iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
 - (iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導
 - (vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明
- ② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。
 - (i) 施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
 - (iii) 品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告
 - (iv) 安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導
 - (vi) その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整

ただし、請け負った建設工事と同一の種類の建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。

 - 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導
 - 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議
 - 下請負人からの協議事項への判断・対応

なお、建設業者は、建設業法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれなない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

（3）一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

（注1）「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された建設工事の質及び量を勘案して個別の建設工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

（具体的事例）

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 戸建住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての建設工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

（注2）「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の（具体的事例）の①及び②のような場合をいいます。

（具体的事例）

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の建設工事を1社に下請負させる場合
- ② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その建設工事を1社に下請負させる場合

3 一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事（共同住宅を新築する建設工事を除く。）の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

- ① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。
- ② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った建設工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に建設工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

また、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、元請負人は、請け負った建設工事について建設業法に規定する責任を果たすことが求められ、当該建設工事の工事現場に同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することが必要です。

4 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については、一括下請負と疑うに足る事実があった場合、発注者は、当該建設工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することとされ、建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることになります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該建設工事に係る金額を含むことは認められません。

一括下請負に関するQ & A

Q 1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの建設工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 1 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。
したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q 2 小学校の増築工事を請け負い、当該建設工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いています。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 2 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」との判断がされるためには、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を実際に行っていることが必要です。

Q 3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該建設工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。外構工事単体で捉えれば一括下請負に該当するかもしれませんが、公民館の本体工事と取りまとめて1件の工事として扱えば一括下請負にならないのでしょうか。

A 3 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。
本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事とを取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

- Q 4 道路改修工事に関して、その建設工事の全部をA社1社に下請負させましたが、建設工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。
- A 4 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人としてその施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになります。
- Q 5 一括下請負の禁止は元請負人だけではなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか。
- A 5 発注者保護という一括下請禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、建設工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。
- そもそも誰が元請負人における当該建設工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足りる特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。
- Q 6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。
- A 6 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。
- Q 7 A県からトンネル工事を請け負い、建設工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかったので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。
- A 7 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。
- Q 8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、建設工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。
- A 8 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。
- Q 9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の建設工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。
- A 9 連結関係の子会社であるとしても、実際の建設工事を一括して他社に行かせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q10 機器・設備等の設置工事を1次下請として請け負いましたが、当社では当該機器・設備の製造のみを行っており、実際の建設工事については、施工品質があると当社が認めた認定工務店（2次下請）が行いました。当社は当該機器・設備の設置マニュアルの作成や工務店の認定の業務を行っていますが、この場合でも一括下請負に該当するのでしょうか。

A10 設置マニュアルの作成や工務店の認定のみでは、現場における技術指導を行ったとは言えず、一括下請負に当たります。このような場合は機器・設備の売買契約等を締結し、建設工事の請負契約自体は元請負人が直接認定工務店と締結することが適当です。
仮に設置工事の請負契約を締結した場合は、監理技術者等を配置するとともに、2（2）に掲げた施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことが必要です。

Q11 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

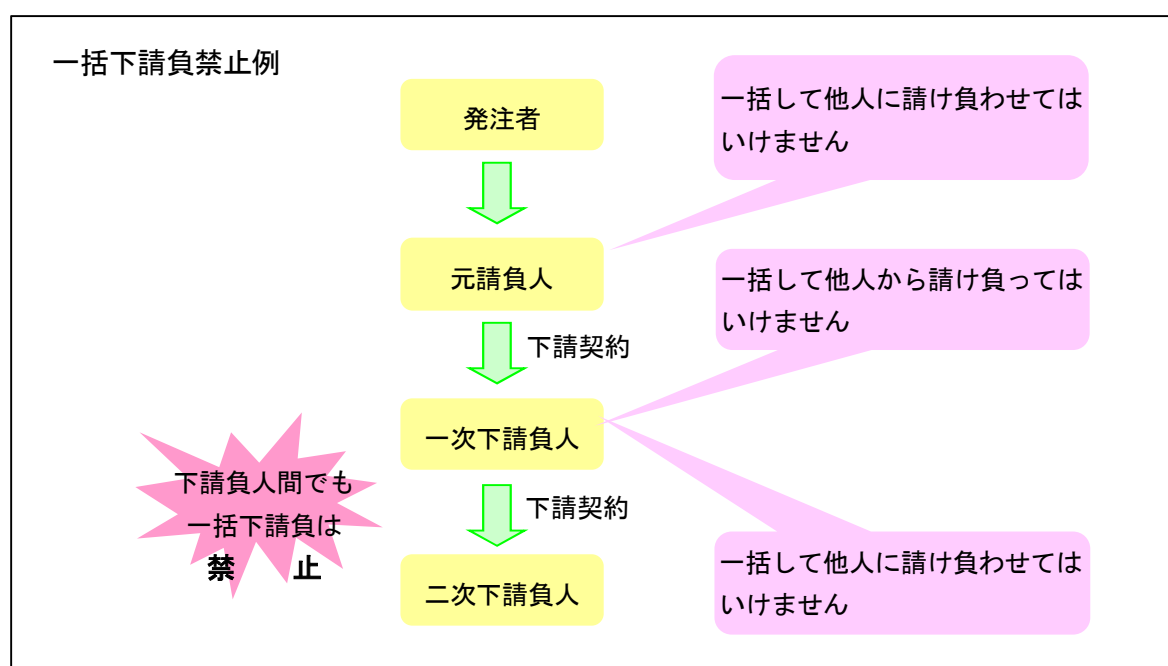
A11 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。
その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言えます。

Q12 民間工事についても、共同住宅を新築する建設工事については一括下請負が禁止されましたが、具体的にはどのような建設工事が禁止の対象となるのでしょうか。

A12 建設業法施行令第6条の3に規定にする「共同住宅を新築する建設工事」については一括下請負が禁止されています。

「共同住宅を新築する建設工事」とは、一般的には、マンション、アパート等を新築する建設工事が該当することになりますが、長屋を新築する建設工事は含まれません（共同住宅であるか、長屋であるかは、建築基準法第6条の規定に基づき申請し、交付される建築済証（建築確認申請証及び添付図書を含む。）により判別することが可能です）。

なお、共同住宅を新築する建設工事については、元請負人と1次下請負人の下請契約のみならず、当該建設工事における全ての下請契約について、一括下請負が禁止されています。従って、事前に発注者の書面による承諾を得たとしても、主たる部分を一括して請け負わせることはできません。



【参考】一括下請負の判断基準

① 元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割
施工計画の作成 ○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理 ○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調査
品質管理 ○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理 ○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導 ○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他 ○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

② 下請（①以外の者）が果たすべき役割
施工計画の作成 ○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理 ○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理 ○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安全管理 ○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導 ○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他 ○元請負人との協議 ※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ※ ○元請負人等の判断を踏まえた現地調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

（注）※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

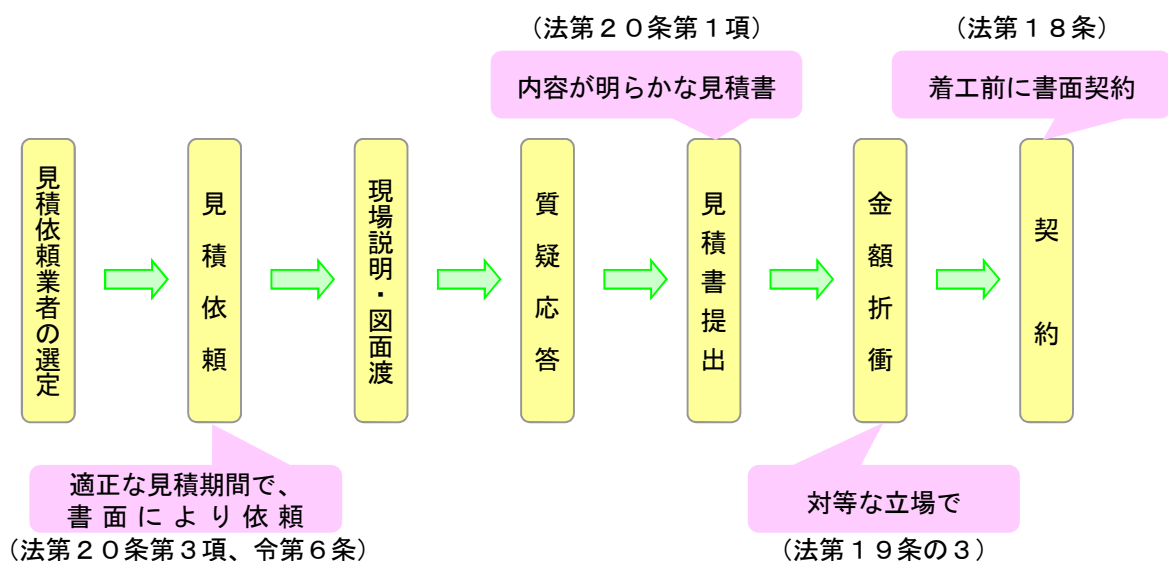
五 建設工事の請負契約・支払

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に請負契約を履行しなければなりません。（法第18条）

下請契約が不明確なまま建設工事が施工されると、下請契約の当事者間で様々な紛争を引き起こすだけでなく、請負契約に基づく下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されることにより、手抜き工事・労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。

このことから、建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の保護を目的として、請負契約の適正化と下請負人の保護を図るための規定を設けています。

○ 建設工事の請負契約締結に至るまでの手順

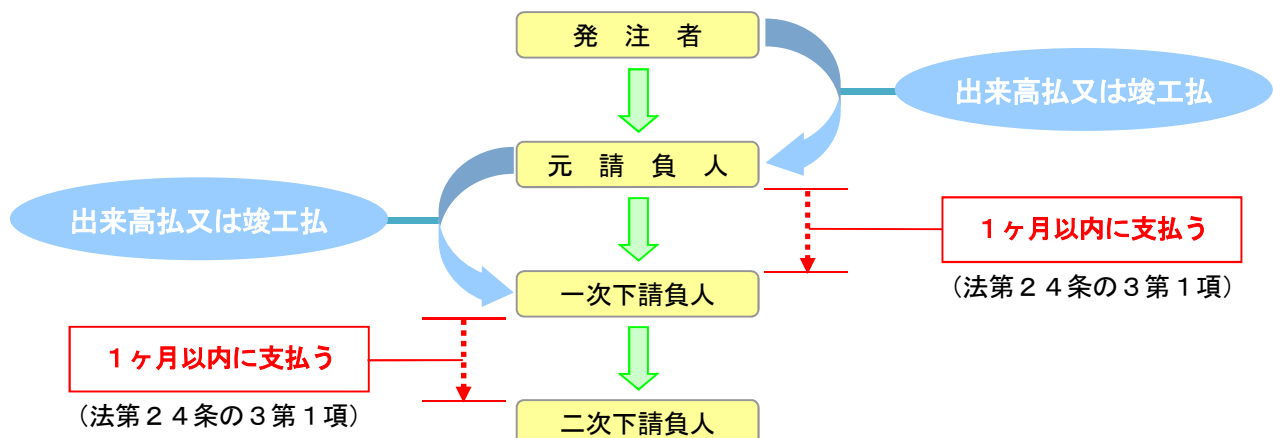


○ 下請代金の支払

発注者：建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の最初の注文者

元請負人：下請契約における注文者で建設業の許可を受けた者

下請負人：下請契約における請負者

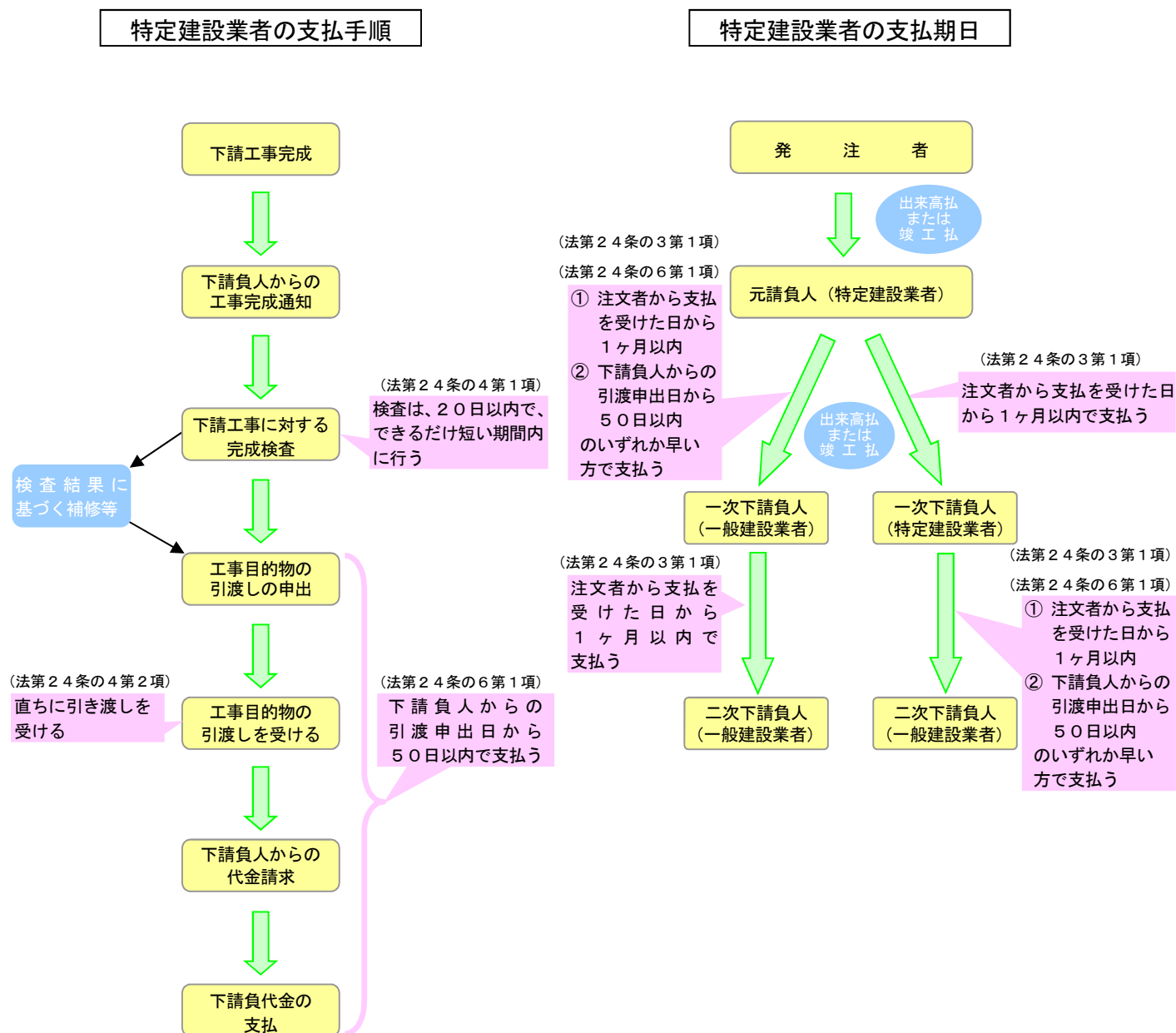


○ 特定建設業者の支払手順、支払期日

発注者：建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の最初の注文者

元請負人：下請契約における注文者で建設業の許可を受けた者

下請負人：下請契約における請負者



1 標準的な見積費目

標準的な見積費目については下記のとおりです。

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 諸経費

適正な金額折衝を可能とするため、見積費目の具体的な内容は総合工事業者が提示し、現場説明・図面渡を通じて、総合工事業、専門工事業の双方で各費目の具体的な内容を確認しましょう。

（平成5年3月4日建設生産システム合理化推進協議会）

2 見積依頼業者の選定

建設工事の適正な施工を確保するためには、軽微な建設工事を除いては、建設業の許可を受けた者に工事を請け負わせる必要があります。また、建設業の許可を受けた者であっても、当該業者が雇用する主任技術者等が他の現場で手一杯の状態では、現場での適正な施工が期待できません。見積依頼業者の選定にあたっては、必要な建設業の許可があること及び予定工期において主任技術者等の配置が適正に行えることを確認する必要があります。

3 見積依頼

施工責任範囲及び施工条件が不明確だと、元請下請間の紛争が起こる要因になります。

専門工事業者が工事を適正に見積もるためには、工事見積条件が総合工事業者から明確に示されなければなりません。総合工事業者が専門工事業者に対して具体的内容を提示しなければならない事項は、請負契約書に記載することが義務付けられている工事内容、工事着手及び工事完成の時期、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等のうち、請負代金の額を除くすべての事項となります。総合工事業者は見積依頼時に契約の内容となるべき重要な事項について、できる限り具体的な内容を書面で提示することが望ましいといえます。

また、注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象^注が発生する恐れがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければなりません。

^注 ①地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

②騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

(法第20条第3項、法第20条の2、平成5年3月4日建設生産システム合理化推進協議会)

4 見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、総合工事業者が契約の内容となるべき重要な事項を専門工事業者に提示し、専門工事業者が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。

下請契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間は、以下のよう
に定められています。(法第20条第3項、令第6条)

工事1件の予定価格	見積期間	やむを得ない事情があるとき
1. 500万円に満たない工事	1日以上	
2. 500万円以上5,000万円に満たない工事	10日以上	5日～9日
3. 5,000万円以上の工事	15日以上	10日～14日

【見積期間の例】5月1日に契約内容の提示の場合は、次の日付以後に契約の締結又は入札をしなければいけないこととなります。

→ 1. の場合：5月3日以後、2. の場合：5月12日以後、3. の場合：5月17日以後

※ ただし、やむを得ない事情があるときは2. 及び3. については、

2. の場合：5月7日以後、3. の場合：5月12日以後とすることができます。

5 現場説明

現場説明において、総合工事業者と専門工事業者が実施すべき内容は、次のとおりです。

（平成5年3月4日建設生産システム合理化推進協議会）

総合工事業者	専門工事業者
・見積条件の明確化（見積条件を書面により提示し、必要に応じて口頭で説明を行う。） ・見積費用の提示（見積金額の算出根拠を明確にし、適正な金額折衝を可能とするため、使用する見積費目を書面にて提示するとともに、各費目の具体的内容を双方で確認を行う。また、必要に応じて口頭で説明を行う。） ・原則として現地にて開催 ・工事に精通した社員の出席 ・工事監督担当者の出席（必要に応じ、設計者の出席にも配慮する。） ・図面から読み取れない特殊事項の説明	・見積条件の確認 ・見積費目の確認 ・業務に精通した社員の出席 ・受領した図面、仕様書等の質疑事項の整理 ・図面と現地との不具合が生じた場合の元請負人との詳細図等による確認

6 図面渡し

図面渡しにおいて、総合工事業者と専門工事業者が実施すべき内容は、次のとおりです。

（平成5年3月4日建設生産システム合理化推進協議会）

総合工事業者	専門工事業者
・正確かつ見積作業に十分な図面、仕様書の提示 ・数量調書の提示 ・業務分担区分を明確にした詳細図、仮設計画図の提示	・見積作業に必要な図面、仕様書の確認 ・受領した図面、仕様書、工程表等による見積範囲の確認

7 質疑応答

質疑応答において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりです。

（平成5年3月4日建設生産システム合理化推進協議会）

総合工事業者	専門工事業者
・担当者の明示 ・職務上権限を有する者の対応 ・迅速かつ正確な対応 ・記録（書面）の保存	・担当者の明示 ・質問内容の明確化 ・迅速な質問 ・記録（書面）の保存

8 見積書の提出

建設工事の請負契約を締結するに際しては、請負金額の算定に当たり、適正な見積を実施することが重要です。工事費の内訳が明らかにされた見積を行うことにより見積金額の算定根拠を明確にすることは、金額折衝において適正な請負価格の設定を促すことにつながるだけでなく、ダンピングを防止する効果が期待されます。建設工事の見積書は、工事の種別^{注1}ごとに経費の内訳^{注2}が明らかとなったものでなければなりません。見積提出において、総合工事業者と専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりです。（平成5年3月4日建設生産システム合理化推進協議会）

総合工事業者	専門工事業者
・ 依頼内容、現場説明時の提示条件が満たされているかの確認 ・ 安全面が十分配慮されているかの確認 ・ 欠落部分の明確な指示	・ 依頼内容、現場説明時の提示条件等を満たしているかの確認 ・ 安全面を十分配慮しているかの確認 ・ 欠落部分についての迅速な対応

注¹ 工事の内容により異なりますが、例えば、切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような工種ごと、本館、別館のような目的物の別ごと等を指します。

注² 労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の別を指します。

9 金額折衝

建設工事の請負代金については、対等な立場で両者合意のもとで請負代金の決定を行いましょう。自己の取引上の地位を不当に利用^{注1}して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価^{注2}に満たない金額で請負契約を締結してはなりません。

(法第18条、法第19条の3、建設業法令遵守ガイドライン)

注¹ 注文者が、その後の取引において不利益な取扱いがあり得ることを示唆し、請負人を脅かし、対等な立場における自由な意志決定を阻害することをいいます。

注² 施工しようとする工事に係る標準的な単価等に基づく直接工事費、現場管理費等の間接工事費及び一般管理費を合計したものです。なお、ここでいう一般管理費には利潤相当額は含みません。健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の各保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、通常必要と認められる原価に含まれるものです。

(建設業法令遵守ガイドライン、社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

10 契約締結

建設業法では、請負代金や施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐために、契約の内容を書面により明確にしておくことを義務付けています。契約の締結に当たり、契約の内容となる15項目の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、工事着手前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。(法第19条第1項)

追加工事や契約内容に変更が生じた場合においても、適正な契約書を作成し、追加工事等の工事着手前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。(法第19条第2項)

なお、注文者は、請負契約締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはいけません。(法第19条の4)

また、注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間^{注1}に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の5)

注¹ 「建設工事を施工するために通常必要と認められる期間」とは、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会勧告)等を踏まえ公平公正で最適に設定された期間をいいます。

※「工期に関する基準」については、こちらからご確認ください。

<https://www.ml.it.go.jp/report/press/content/001357458.pdf>

【契約書に記載しておかなければならない重要事項 15 項目】（法第 19 条第 1 項各号）

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 4 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 5 前金払又は出来高払の定めをするときは、その時期及び方法
- 6 当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 7 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 8 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 9 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 10 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 11 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 12 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 13 工事目的物の瑕疵担保責任又は瑕疵担保責任の履行に関して保証保険契約等の措置に関する定めをするときは、その内容
- 14 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 15 契約に関する紛争の解決方法

1.1 契約締結の方法

建設工事の請負契約は、次のいずれかの方法で行わなければなりません。

（平成 12 年 6 月 29 日建設省経建発第 132 号「注文書及び請書による契約の締結について」）

【工事毎の個別契約による場合】

個別契約書には、前記の 15 項目（法 19 条第 1 項各号）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。

【当事者間で基本契約書を締結した上で、個別の取引については注文書及び請書の交換による場合】

- 1 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前記の 15 項目（法 19 条第 1 項各号）に掲げる事項を記載し、当事者間の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- 2 注文書及び請書には、前記の 15 項目のうち、1～4（法 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- 3 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については、基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- 4 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印をしてください。

【注文書及び請書の交換のみによる場合】

- 1 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付または印刷してください。
- 2 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、前記の 15 項目（法 19 条第 1 項各号）に掲げる事項を記載してください。
- 3 注文書及び請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。

- 4 注文書及び請書の個別的記載欄には、前記の15項目のうち、1～4（法19条第1項第1号から第4号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- 5 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については、基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- 6 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印をしてください。

なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条では、一定規模以上の解体工事等に係る請負契約を行う場合には、以下の1から4までの事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっています。

そのため、そのような工事については、「契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目」に加え、以下の事項の記載が必要となります。

【一定規模^注以上の解体工事等における契約書への追加記載事項】（平成14年省令第17号）

- 1 分別解体等の方法
- 2 解体工事に要する費用
- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 4 再資源化等に要する費用

^注「一定規模」とは、次のそれぞれの規模をいいます。（平成12年政令第495号）

- ア 建築物に係る解体工事…当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル
 - イ 建築物に係る新築又は増築の工事…当該建築物（増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が500平方メートル
 - ウ 建築物に係る新築工事等（上記イを除く）…その請負代金の額が1億円
 - エ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等…その請負代金の額が500万円
- ※ 解体工事又は新築工事等を二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、ア～エに規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

1.2 出来高払、竣工払

元請負人は、注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相応する下請代金をその支払を受けた日から1ヶ月以内に支払わなければならない。1ヶ月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて定められたものですが、1ヶ月以内であればいつでもよいというのではなく、できる限り短い期間内に支払われなければならない。（法第24条の3第1項）

また、下請代金の支払は、できる限り現金払としなければならない。手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等に係るコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定することとします。手形期間については、120日を超えないことは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的に60日以内とするよう努めることとします。現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金比率を高めるとともに、労務費相当分については現金払とするように適切な配慮をしなければならない。（法第24条の3第2項、建設業法令遵守ガイドライン、下請中小企業振興法・振興基準、建設産業における生産システム合理化指針）

1 3 前 払 金

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金が前払金として支払われることが慣行となっています。このような準備行為は元請負人だけでなく、下請負人によっても行われることが多いので、元請負人が前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。特に、公共工事においては前払金が現金で支払われるので、下請負人が工事着手に必要とする費用を速やかに現金で前払金として支払うよう十分配慮しなければなりません。

(法第24条の3第2項、建設産業における生産システム合理化指針)

1 4 検査及び引渡し

下請負人が請け負った建設工事の完成を確認するための検査は、下請負人から工事完成の通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に完了しなければなりません。また、検査完了後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。なお、下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申し出」は、後日の紛争を避けるため、できる限り書面で行いましょう。(法第24条の4第1項・第2項)

1 5 特定建設業者の下請代金の支払期日等

特定建設業者は、工事完成の確認後、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）から工事目的物の引渡しの申出があったときは、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、その申出の日から起算して50日以内のできる限り短い期間内に、下請代金を支払われなければなりません。この場合において、期間内に下請代金の全額を支払わなかったときは、当該未払金額について、引渡し申出日から50日を経過した日から当該未払代金の支払をする日までの期間について、遅延利息（年率14.6%）を支払わなければなりません。

(法第24条の6第1項、第4項、規則第14条)

一方、元請負人は一般建設業者、特定建設業者にかかわらず、注文者から出来高払や竣工払を受けたときは、その支払を受けた日から1ヶ月以内のできる限り短い期間内に支払わなければならない、特定建設業者はいずれか早いほうが支払期日となります。(法第24条の3第1項)

また、特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関^注による割引を受けることが困難と認められる手形で行ってはなりません。(法第24条の6第3項)

^注 一般の金融機関とは預金又は貯金の受け入れ及び資金の融通をあわせて業とする銀行、相互銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合等をいい、いわゆる市中の金融業者は含みません。

16 帳簿の備え付け及び保存、営業に関する図書の保存

建設業法では、営業所ごとに営業に関する事項を記載した帳簿を備付け、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書を保存しなければなりません。（法第40条の3、規則第26条）

帳簿の記載は、請け負った建設工事ごとに、以下の記載事項または添付書類に係る事実が生じ又は明らかになったときに遅滞なく行わなければならないほか、帳簿の記載事項に変更があったときも、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して変更後の当該事項を記載しなければなりません。（規則第27条第1項、第2項）

【帳簿の記載事項】（規則第26条第1項）

- 1 営業所の代表者の氏名及びその者が当該営業所の代表者となった年月日
- 2 注文者（全ての建設工事の注文者）と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - （1）請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - （2）請負契約を締結した年月日
 - （3）注文者の商号、名称又は氏名及び住所
 - （4）当該注文者が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - （5）請け負った建設工事の完成検査が完了した年月日
 - （6）請け負った建設工事の目的物の引渡しをした年月日
- 3 発注者（建設工事の最初の注文者（宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く。））と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - （1）当該住宅の床面積
 - （2）当該住宅が発注者と二以上の建設業者との間で締結された請負契約であって、当該建設業者がそれぞれの建設瑕疵負担割合が記載された書面を相互に交付している場合は、建設瑕疵負担割合（住宅瑕疵担保履行法施行令第3条第1項）
 - （3）当該住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称（住宅瑕疵担保履行法第2条第5項、同条第17条第1項）
- 4 下請契約に関する以下の事項
 - （1）下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - （2）下請負人と下請契約を締結した年月日
 - （3）下請負人の商号又は名称及び住所
 - （4）下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - （5）下請負人に請け負わせた建設工事の完成検査が完了した年月日
 - （6）下請負人に請け負わせた建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日

なお、特定建設業者が一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人を除く。）と下請契約を締結した場合は、当該下請契約に関する以下の事項も記載する必要があります。

- （1）支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
- （2）下請代金の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日及び手形の満期
- （3）下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額
- （4）遅延利息を支払ったときは、その遅延利息の額及び支払年月日

【帳簿に添付しなければならない書類】（規則第26条第2項）

- 1 契約書又はその写し
- 2 特定建設業者が一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人を除く。）と下請契約を締結した場合は、支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段を証明する書面又はその写し
- 3 施工体制台帳のうち以下の事項が記載された部分（建設工事の目的物の引渡し後に帳簿に添付すれば可。）
 - （1）監理技術者等の氏名及びその有する監理技術者等の資格
 - （2）監理技術者等以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
 - （3）下請負人の商号又は名称及び住所
 - （4）下請負人の許可番号（下請負人が建設業者の場合）
 - （5）下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
 - （6）下請負人が置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
 - （7）下請負人が専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

【営業に関する図書】（規則第26条第5項）

- 1 建設工事の施工上の必要に応じて作成し、又は発注者から受領した完成図^{注1}
- 2 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録^{注2}
- 3 施工体系図

注1 建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいいます。

注2 請負契約の当事者が相互に交付したものに限りま。

帳簿及び添付書類は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引き渡しをしたときから5年間保存（建設業者が発注者と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約の場合にあっては、10年間保存）、営業に関する図書は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物を引き渡したときから10年間保存しなければなりません。（規則第28条第1項・第2項）

○（参考書式）法第40条の3に定める帳簿

帳簿作成年月日

■営業所情報

営業所の名称	代表者の氏名	代表者になった年月日

■注文者と締結した建設工事の請負契約

請け負った建設工事の名称	工事現場の所在地	請負契約締結年月日	注文者に係る事項			検査完了年月日	引渡年月日	注文者と締結した住宅を新築する建設工事の場合	（共同請負の場合）建設費負担割合	資力確保措置の内容（供託・保険）	（保険の場合）保険法人の名称
			商号、名称又は氏名	住所	許可番号 大臣/知事コード番号						

■当該工事に係る下請契約

下請契約の名称	工事現場の所在地	下請契約締結年月日	下請負人の商号、名称又は氏名	住所	許可番号 大臣/知事コード番号	検査完了年月日	引渡年月日	法第24条の5第1項に規定する下請契約に該当する場合		手形を交付した場合 手形の金額 年月日	下請代金未支払額	遅延利息未支払額	遅延利息支払年月日
								下請代金支払額	支払手段 現金/手形/その他				
								千円		千円		千円	千円
								千円		千円		千円	千円
								千円		千円		千円	千円

帳簿を備えない、帳簿に記載しない、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは営業に関する図書を保存しなかった者は、法第55条により10万円以下の過料に処せられます。
 帳簿の参考書式は以下のアドレスからダウンロードできます。
 国土交通省北陸地方整備局サイト（<http://www.hrr.mlit.go.jp/index.html>）内の以下のアドレス
 北陸地方整備局建設部-建設業情報
<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kyoka.html>

17 民間建設工事の適正な品質を確保するための指針について

民間建設工事については、建設業法により、各々の対等な立場における合意に基づいて契約及びその履行を図るものとされていますが、工事の性質上、事業期間が長期にわたり、工事請負契約では想定されなかった事象や施工上のリスクが発現する可能性が常に存在します。

このようなリスクの発現による事業の遅延や費用等への影響を防ぐためには、工事請負契約に先立ち、予め受発注者間で具体的にどのようなリスクが存在するか等に関して情報提供や意思疎通を図り、不明な点や各々の役割分担について、できるだけ明確化しておくことが必要となります。

そのため、国土交通省は、民間建設工事の適正な品質を図るための指針（民間工事指針）（平成28年7月14日国土不第37号、国土入企第13号国土交通省土地・建設産業局不動産課長・建設業課長から民間発注者団体の長及び建設業者団体の長あて）を策定しました。この指針により、円滑な工事施工が図られ、消費者が安心して住宅購入や施設利用を行うことが期待されます。

【指針の構成】

□ 事前調査の重要性

現場不一致等を防ぎ、工事を円滑に進めるために、調査会社の調査結果や専門的知見を活用して必要な事前調査を実施。

□ 必要な情報提供の実施

発注者が工事条件等について情報提供するとともに、施工者が工事経験等を基に専門的な見解を提案し、情報共有を図る。

□ 関係者間の協力体制の構築

関係者間が事前調査等の情報を共有して、事前協議の項目について施工上のリスクに関する協議を行い、共通認識を持った上で請負契約を締結することが必要。

□ 適切な工事請負契約の締結

建設業法に基づき、受発注者が対等な立場で公正な契約を締結するため、工事内容や請負代金等について適切に協議を実施。

〔事前協議の項目（12項目）〕

- 地中関連（支持地盤の深度・軟弱地盤の圧密沈下／地下水位／地下埋設物・埋蔵文化財／土壌汚染・産業廃棄物）
- 設計関連（設計図書／設計間の整合）
- 資材関連（資材納入）
- 周辺環境（近隣対応／日照障害・風害・電波障害／騒音・振動）
- 天 災（地震・台風・洪水等）
- そ の 他（法定手続き）

〔協議項目の例〕

■ 支持地盤深度に関する基本的考え方

適切な事前調査を行っても想定できないような施工上のリスクが発現し、杭長の再設計が必要となる場合の追加費用や工期延長の負担等について、予め受発注者間で協議を行う。

■ 設計図書との調整に関する基本的考え方

不確定部分を残したまま工事契約を締結して、施工中に設計修正等が必要となる場合の追加費用の負担等について、設計者からの適切な情報提供を受け、予め受発注者間で協議を行う。

（次頁の別表に民間建設工事の適正な品質を確保するための協議項目リストを掲載）

別表 民間建設工事の適正な品質を確保するための協議項目リスト

大項目	小項目	施工上のリスクに対する基本的考え方	留意事項
一、 地中関連	1 支持地盤の深度 軟弱地盤の圧密沈下	地盤状況については、発注者（又は発注者から委託された者。以下一．において同じ。）がボーリング等の必要な調査を行い、その結果に基づき、発注者から設計業務を受託した設計者が適切な基礎の設計（くい長の設計等）を行う必要がある。 適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような現場不一致による施工上のリスクが発現し、くい長の再設計が必要となる場合の追加費用や工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、予め発注者及び受注者間（受発注者間）で協議するものとする。	工事請負契約の締結に先立ち、発注者、設計者及び施工者が、支持地盤深度、不陸の状況等について設計図書や質問回答書等を通じて情報共有し、不明な点を明らかにしておくことが必要。
	2 地下水位	地位水位については、発注者がボーリング等の必要な調査を行い、その結果や季節による変動等を考慮したうえで適切な地下水位を想定し、当該水位に基づき構造計算を行う必要がある。 適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような現場不一致による施工上のリスクが発現し、構造計算の再計算や構造変更等が必要となる場合の追加費用や工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、予め受発注者間で協議するものとする。	地域によっては地下水位が季節により大きく変動することから、正確な位置を把握するための試掘調査が必要となる場合、こうした調査を請負契約に含めて実施するかどうかについて検討が必要。
	3 地下埋設物 埋蔵文化財	地下埋設物や埋蔵文化財については、発注者が管理台帳調査や地歴調査等の必要な調査を行い、その結果に基づき、地下埋設物等の種類や位置、大きさ等を想定する必要がある。 適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような地下埋設物の発見等の施工上のリスクが発現し、十分な離隔が得られない等により再設計が必要となる場合の追加費用や処理費用、工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、受発注者間で協議するものとする。	地下埋設物の正確な位置を把握するためには、机上調査では限界があることから、試掘調査等が必要となる場合、こうした調査を工事請負契約に含めて実施するかどうかについて検討が必要。
	4 土壌汚染 産業廃棄物	土壌汚染の状況（自然由来の土壌汚染も含む。）や地中の産業廃棄物については、発注者が地歴調査等の必要な調査を行い、その結果に基づき土壌の状態や産業廃棄物の有無を確認する必要がある。 適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような産業廃棄物の発見等の施工上のリスクが発現した場合の処理費用や工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、予め受発注者間で協議するものとする。	従前の土地利用状況や建築物の用途等について、元の所有者や使用者等に確認するほか、適切な地歴調査の実施について検討が必要。
二、 設計関連	5 設計図書	建設工事は、発注者から設計業務を受託した設計者が、適切に作成して施工者に示す設計図書に基づき施工を行うことが基本となるが、やむを得ず設計に不確定部分や曖昧な部分を残したままでも工事を開始せざるを得ない場合、施工時に調整や手戻り等が発生する可能性がある。 このように、設計に不確定部分や曖昧な部分を残したまま工事請負契約を締結して施工上のリスクが発現し、設計修正等が必要となる場合の追加費用や当初設計の段階で想定されていなかった部分に起因する追加費用、工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、設計者からの適切な情報提供を受けて予め受発注者間で協議するものとする。	設計図書は、発注者が工事のために必要かつ十分な情報（仕様）を確定させた上で、受注者に示すことが基本であるが、事業計画の事情等で、十分な情報を確定させることができないままで設計を発注せざるを得ない場合、当初設計時点で不確定な部分がどの程度存在し、費用や工期にどのような影響を及ぼす可能性があるかについて、関係者間で共通認識を持つことが必要。
	6 設計間の整合	設計図書における意匠、構造、設備等の各設計は相互に密接に関連するものであり、それらの設計内容については、発注者から設計業務を受託した設計者が調整し、整合性を図るのが基本となるが、やむを得ず調整が不十分なままでも工事を開始せざるを得ない場合、施工時に調整や手戻り等が発生する可能性がある。 このように、調整が不十分なまま工事請負契約を締結して施工上のリスクが発現し、設計修正等が必要となる場合の追加費用や当初設計の段階で想定されていなかった設計間の不整合等に起因する追加費用、工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、設計者からの適切な情報提供を受けて予め受発注者間で協議するものとする。	やむを得ず調整が不十分な設計図書による業務を行わざるを得ないような場合、当初設計時点で施工上のリスクとなる可能性のある部分について、事前に十分な検討を行い、関係者間で共通認識を持つことが必要。

大項目	小項目	施工上のリスクに対する基本的考え方	留意事項
三. 資材 関連	7 資材納入	資材については、対象物の規模や品質、工期等を勘案して、施工者が協力会社や代理店と連携し、調達能力を発揮して必要な購入や搬入を行うべきことから、資材納入に関する施工上のリスクについては施工者(受注者)が負うことを基本とする。 ただし、工事請負契約時点で想定できないような急激な事態が発生した場合の対応については、予め受発注者間で確認することとする。	災害発生等で調達が困難と想定される資材については、予め関係者間で情報共有を図ることが必要。
四. 周辺 環境	8 近隣対応	地域住民からの要望や対応等によって工期や時間の調整等が必要となり、追加費用が発生した場合の負担については、その負担が事業自体に起因するものか、不適切な工事施工によるものか等の性質の違いを踏まえ、予め受発注者間で確認することとする。	周辺状況等について関係者間で情報を共有し、円滑な事業の実施に努めることが必要。
	9 日照障害、風害、電波障害	日照障害、風害、電波障害等の施工上のリスクは、基本的に工事施工によって発生するものではなく、当該建築物等が存立すること自体によって発生することを踏まえ、追加費用が発生した場合の負担について、予め受発注者間で確認することとする。	周辺状況等や近隣建物との位置関係等について、関係者間で情報を共有し、完成後の形状を含め円滑な事業の実施に努めることが必要。
	10 騒音・振動	建設工事は、工事請負契約に基づき目的物を完成することを目的とし、具体的な施工方法や工法の選択については、施工者のこれまでの工事経験を基に、周辺環境への影響に配慮しつつ施工者(受注者)の選択に委ねられるのが基本となるが、建設工事の性質上、工事による騒音や振動等が発生し、周辺環境・周辺住民に影響を及ぼすことがある。このため、施工上のリスクが、事業計画そのものに起因するものか、不適切な工法や現場の施工方法に起因するものか等、リスクの内容や具体的な影響の度合いについて適切に評価し、第三者に対する補償や工法変更や周辺対策等の追加費用が発生した場合の負担について、予め受発注者間で協議するものとする。	工事の施工や工法の選択に伴って発生する騒音や振動等の周辺環境に及ぼす影響について、関係者間で情報共有することが必要。
五. 天 災	11 地震、台風、洪水等	地震、台風、洪水等の異常な災害や、可能な限りの防止措置を講じても防ぐことのできない事象・事故等の施工上のリスクについては、工事出来形部分等に及ぼす影響や、復旧費用の負担、工期の延長等について、予め受発注者間で協議するものとする。	不可抗力による損害については、民間建設工事標準請負契約約款、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款や、公共工事標準請負契約約款等における関係条項や負担の考え方等も参考にして、適切な負担方法を協議することが考えられる。
六. そ の 他	12 法定手続き	建設工事を施工する上で事前に手続きが必要な建築確認や各種許認可等の法定手続きは、それぞれの申請者が必要な手続きを行う必要がある。 工事請負契約締結後に法定手続き等の遅延が発生したことに伴う追加費用や工期延長が必要となった場合の負担については、契約締結前に予め関係者間で確認することとする。	各種手続きの進捗状況について、関係者間で情報共有し、契約前に建築確認等が完了しないおそれがある場合、手続きの進捗状況や完了予定時期について書面での明記等を検討。

六 施工体制台帳等の作成義務

1 施工体制台帳等を作成しなければならない場合

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「作成建設業者」という。）は、適正な施工を確保するため、次の場合、所定の記載事項（下請負人・監理技術者等の事項）と添付書類（下請契約・監理技術者等の資格を証明する書面等）で成り立つ施工体制台帳と、下請負人の施工の分担を明らかにした施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）を作成しなければなりません。

【施工体制台帳等を作成しなければならない場合】

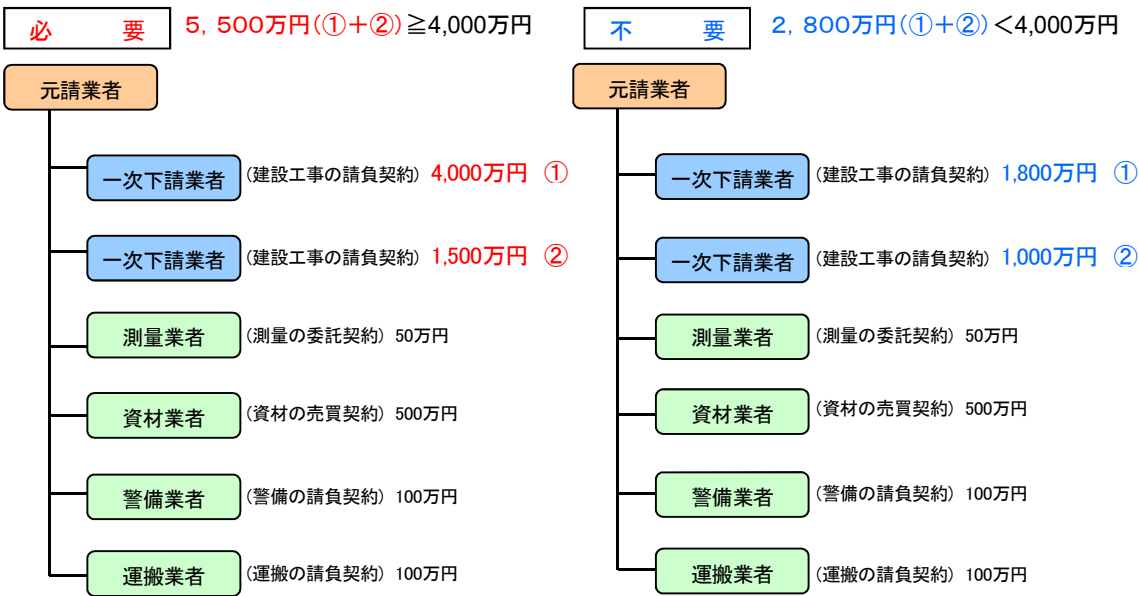
（法第24条の8第1項・第4項、令第7条の4、入札契約適正化法第15条第1項）

公共工事 ^{注1}	発注者から直接請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結した場合
公共工事以外の建設工事（民間工事）	発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事にあつては、6,000万円）以上となる場合 ^{注2}

注1 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいいます。

（入札契約適正化法第2条第2項）

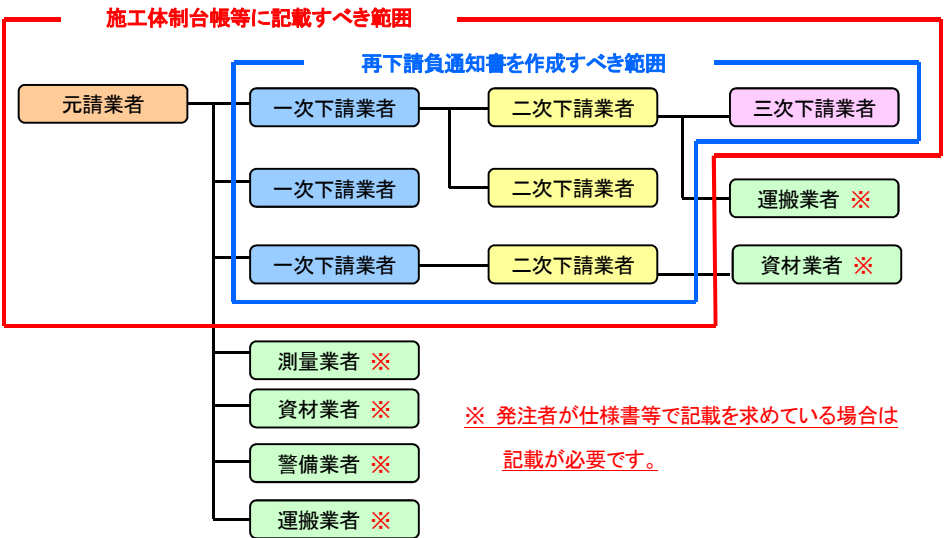
注2 民間工事における施工体制台帳等の作成例（建築一式工事以外の建設工事の場合）



【施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲】

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」におけるすべての下請負人（無許可業者も含む。）になるため、一次下請だけでなく二次下請、三次下請以下も記載の対象になります。建設工事の請負契約に該当しない調査業務や資材納入、運搬業務等に係る下請負人については、建設業法では記載する必要はありませんが、発注者が仕様書等により記載を求めている場合は、記載が必要となります。

施工体制台帳等に記載すべき範囲の例（三次下請までの場合）



2 施工体系図の掲示

施工体系図は、各下請負人の施工の分担関係を表示したものであり、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所に掲示しなければなりません。（法第24条の8第4項、規則第14条の6）

また、公共工事の場合は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。（入札契約適正化法第15条第1項）

なお、工事の進行等によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。

3 下請負人に対する通知等

施工体制台帳等を作成する工事において、下請負人が他の建設業を営む者に、下請負人が請け負った建設工事の一部を請け負わせた場合は、他の建設業を営む者に請け負わせた工事の具体的内容及び工期・監理技術者等・専門技術者等を元請である作成建設業者に再下請負通知に係る書類（再下請負通知書）で通知しなければなりません。（法第24条の8第2項、規則第14条の4）

また、元請である作成建設業者においては、再下請負通知書の提出がきちんと行われるよう、施工に携わるすべての建設業者を指導監督する義務があります。作成建設業者は、下請負人に対して以下の事項を書面により通知し、下記事項を記載した書面を工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。（規則第14条の3）

【下請負人に交付する書面及び工事現場に掲示する書面の文例】

- 1 作成建設業者の商号又は名称
- 2 下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには再下請負通知を行わなければならない旨
- 3 再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所

下請負人に交付する書面の文例

下請負人となった皆さまへ	
今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。	
① 貴社は、請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。	
また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。	
② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。	
作成建設業者の商号	〇〇建設㈱
再下請負通知書の提出場所	工事現場内事務所／△△営業所

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内事務所／△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。
〇〇建設㈱

4 施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っています。施工体制台帳は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、もしくは各下請負人の注文者を經由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて作成することになります。施工体制台帳の作成にあたっては、作成建設業者が自ら記載しても、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもかまいません。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければなりません。（法第24条の8第1項・第2項、規則第14条の2、規則第14条の3、規則第14条の4、規則第14条の5）

【施工体制台帳に記載しなければならない内容】（規則第14条の2第1項）

- 1 作成建設業者に関する事項
 - （1）許可を受けている建設業の種類
 - （2）健康保険等の加入状況
- 2 作成建設業者が請け負った建設工事に関する事項
 - （1）建設工事の名称、内容、工期
 - （2）発注者と請負契約を締結した年月日、発注者の商号・名称・氏名、住所、請負契約を締結した営業所の名称、所在地
 - （3）発注者が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限及び意見の申出方法
 - （4）作成建設業者が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限及び意見の申出方法
 - （5）主任技術者又は監理技術者の氏名、主任技術者資格又は監理技術者資格、専任か否かの別
 - （6）作成建設業者が監理技術者補佐を置く場合は、その者の氏名、その者が有する監理技術者補佐資格
 - （7）作成建設業者が専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格
 - （8）当該建設工事に従事する者に関する以下の事項（※作業員名簿で可）
 - ・ 氏名、生年月日及び年齢
 - ・ 職種
 - ・ 社会保険の加入等の状況
 - ・ 中小企業退職金共済法に該当する者であるか否かの別
 - ・ 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - ・ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（従事者が希望しない場合は記載不要）
 - （9）出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者（以下「一号特定技能外国人」という。）、出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）及び出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）の従事状況
- 3 作成建設業者が請け負った建設工事の下請負人に関する事項
 - （1）下請負人の商号・名称、住所
 - （2）許可番号（建設業者の場合）、施工に必要な許可業種（建設業者の場合）
 - （3）健康保険等の加入状況
- 4 当該下請負人が請け負った建設工事に関する事項
 - （1）建設工事の名称、内容、工期
 - （2）請負契約を締結した年月日

- (3) 注文者が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限及び意見の申出方法
- (4) 下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限及び意見の申出方法
- (5) 下請負人が建設業者の場合は、下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別
- (6) 下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格
- (7) 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該作成建設業者の営業所の名称及び所在地
- (8) 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

【施工体制台帳に添付しなければならない書類】（規則第14条の2第2項）

- 1 作成建設業者が発注者と締結した建設工事の請負契約書の写し（民間工事については請負代金の額に係る部分を除く）
- 2 下請負人が注文者と締結した建設工事の請負契約書の写し（民間工事は請負代金の額に係る部分を除く）
- 3 作成建設業者の主任技術者又は監理技術者が、主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（専任を要する工事については監理技術者資格者証の写しに限る）及び雇用関係を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面（健康保険証等）又はこれらの写し
- 4 作成建設業者が監理技術者補佐を置いた場合は、監理技術者補佐資格を有することを証する書面及び雇用関係を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面（健康保険証等）又はこれらの写し
- 5 作成建設業者が専門技術者を置いた場合は、主任技術者資格を有することを証する書面及び雇用関係を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面（健康保険証等）又はこれらの写し

【再下請負通知書に記載しなければならない内容】（規則第14条の4第1項）

- 1 再下請負通知を行う当該下請負人（以下「再下請負通知人」という。）に関する事項再下請負通知人の商号・名称、住所、許可番号（建設業者の場合）
- 2 再下請負通知人が請け負った建設工事に関する事項
建設工事の名称、注文者の名称、注文者と下請契約を締結した年月日
- 3 再下請負通知人が請け負わせた下請負人（以下「再下請負人」という。）に関する事項
 - (1) 再下請負人の商号・名称、住所
 - (2) 再下請負人の許可番号（建設業者の場合）、施工に必要な許可業種（建設業者の場合）
 - (3) 健康保険等の加入状況
- 4 再下請負通知人が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項
 - (1) 建設工事の名称、内容、工期
 - (2) 請負契約を締結した年月日
 - (3) 再下請負通知人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限及び意見の申出方法
 - (4) 再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限及び意見の申出方法
 - (5) 再下請負人が建設業者の場合は、再下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別
 - (6) 再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格
 - (7) 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

【再下請負通知書に添付しなければならない書類】（規則第 14 条の 4 第 3 項）

再下請負通知人が再下請負人と締結した建設工事の請負契約書の写し（民間工事については請負代金の額に係る部分を除く）

5 施工体制台帳等の備え置き等

施工体制台帳等は、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまで工事現場ごとに備え置き、公共工事の場合においては発注者への施工体制台帳等の写しを提出し、民間工事においては発注者への閲覧に供しなければなりません。（法第 24 条の 8 第 1 項、規則第 14 条の 7、法第 24 条の 8 第 3 項、入札契約適正化法第 15 条第 2 項）

なお、施工体制台帳等の一部は、帳簿に添付し、当該建設工事の目的物を引き渡し後又は当該建設工事の債権債務が消滅後に担当営業所に 5 年間（作成建設業者が発注者から受領した完成図及び打合せ記録並びに発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係る書類については 10 年間）保存しなければなりません（57～58P 参照）。

施工体制台帳（作成例）

作成建設業者の商号
又は名称

〔会社名・事業者ID〕 A建設株式会社

施工体制台帳を作成又は
変更した年月日

この工事を担当
する事業所名

〔事業所名・現場ID〕 ■■■道路改良工事 現場事務所

作成建設業者が受けて
いる許可をすべて記入
(業種は略称でも可)

建設業の可 許	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土木一式、とび・土工工事業	大臣(特定)知事(一般) 第■■■■■号	■年■月■日
	舗装工事業	大臣(特定)知事(一般) 第■■■■■号	■年■月■日

作成建設業者が発注者と
締結した契約書に
記載された工事名称と
その工事の具体的内容

工事名称及び 工事内容	■■■道路改良工事 土木一式(土工1,500㎡、擁壁工50m、舗装工1,000㎡)		
発注者 及び住所	国土交通省 北陸地方整備局 ■■■事務所 ■■■県■■■市■■■町■■■		
工期	自 ■年■月■日 至 ■年■月■日	契約日	■年■月■日

作成建設業者が発注者と
締結した契約書に
記載された契約日及び
工期

発注者と契約を締結した
作成建設業者の営業所の
名称及び住所

契約業 所	区分	名称	住所
元請契約	A建設(株)	■■■県■■■市■■■町■■■	
下請契約	A建設(株)■■■支店	■■■県■■■市■■■町■■■	

一次下請と契約を締結した
作成建設業者の
営業所の名称及び住所

このページ下欄の
【「健康保険等の加入
状況」の記載方法
について(1)】を
参照

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	A建設(株)	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
		下請契約	A建設(株) ■■■支店	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

一次下請を監督するため
に作成建設業者が監督員
を置いた場合その氏名、
権限及び意見申出方法

発注者の 監督員名※	■■■	権限及び意見 申出方法※	契約書記載のとおり
監督員名※	■■■	権限及び意見 申出方法※	契約書記載のとおり
現場代理人名 ※	■■■	権限及び意見 申出方法※	契約書記載のとおり
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任 ■■■	資格内容	一級土木施工管理技士
監理技術者 補佐名	専任 ■■■	資格内容	二級建築施工管理技士 二級建築施工管理技士補
専門 技術者名※	■■■	専門 技術者名※	
資格内容※	解体工事施工技士	資格内容※	
担 工事内容※	当 構造物撤去工	担 工事内容※	当
一号特定技能外 国人の従事の 状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無
			外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)
			有 無

作成建設業者が現場代理人
を置いた場合はその氏名、
権限及び意見申出方法

作成建設業者が置いた主任
技術者又は監理技術者の氏
名、専任・非専任の別及び
具体的資格

作成建設業者が置いた監理
技術者補佐の氏名及び具体
的資格

作成建設業者が専門技術者
を置いた場合その氏名、具体
的資格及び担当工事の具体
的内容

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
- 部分 は建設業法で定められた記載事項です。
- ※欄については配置しない場合は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」の欄は、建設業法では相手方に通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載したうえ書面を添付して下さい。これによらない場合は具体的に記載してください。
- 基幹技能者資格は、主任技術者等の資格内容とは欄を分ける等、記載漏れや混同しないようにして記載することができます。

【「健康保険等の加入状況」の記載方法について(1)】

- 「保険加入の有無」：各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
 - 事業所整理記号等「営業所の名称」：元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
 - 事業所整理記号等「健康保険」：事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の事業所整理記号及び事業所番号を記載。
 - 事業所整理記号等「厚生年金保険」：事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の事業所整理記号及び事業所番号を記載。
 - 事業所整理記号等「雇用保険」：労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。(その他の詳細は81～82P参照)
- ※2～5については、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者
外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定める者
外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《下請負人に関する事項》

下請負人の商号 又は名称	会社名・ 事業者 ID	B建設株式会社		代表者名	■■ ■■	
	住所	■■県■■市■■町■■				
下請負人が請負った建設 工事の契約書に記載され た工事名称とその工事の 具体的内容	工事名称 及び 工事内容	■■道路改良工事 擁壁工事				
	工期	自 ■■年■■月■■日 至 ■■年■■月■■日	契約日	■■年■■月■■日		
下請負人が請負った建設 工事の契約書に記載され た契約日及び工期	建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日		
		とび・土工、鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第■■■■■号	■■年■■月■■日		
		工事業	大臣 特定 知事 一般 第■■■■■号	年 月 日		
このページ下欄の 【「健康保険等の加入 状況」の記載方法 について（２）】を 参照	健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
		事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
			B建設（株）	■■建設国保	■■■■■■	■■■■■■
下請負人が現場代理人を 置いた場合はその氏名、 権限及び意見申出方法	現場代理人名※	■■ ■■		安全衛生責任者名※	■■ ■■	
	権限及び 意見申出方法※	契約書記載のとおり		安全衛生推進者名※	■■ ■■	
下請負人が置いた主任技術者 の氏名、専任・非専任の別及 び具体的資格	主任技術者名	専任 非専任 ■■ ■■	雇用管理責任者名※	■■ ■■		
	資格内容	二級土木施工管理技士	専門技術者名※			
			資格内容※			
			担当工事内容※			
		下請負人が専門技術者を置いた 場合その氏名、具体的資格及び 担当工事の具体的内容				
	一号特定技能外 国人の従事 の状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事 の状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事 の状況（有無）	

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者
 外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の**在留資格**を決定された者であって、国土交通大臣が定める者
 外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

※施工体制台帳の添付書類（規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

【「健康保険等の加入状況」の記載方法について（２）】

- 「保険加入の有無」：各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 事業所整理記号等「営業所の名称」：請負契約に係る営業所の名称を記載。
- 事業所整理記号等「健康保険」：事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の事業所整理記号及び事業所番号を記載。
- 事業所整理記号等「厚生年金保険」：事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の事業所整理記号及び事業所番号を記載。
- 事業所整理記号等「雇用保険」：労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。（その他の詳細は81～82P参照）

※2～5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合には欄を追加。

■年■月■日

再下請負通知書（作成例）

再下請負通知書を作成
又は変更した年月日

直近上位
注文者名 A建設株式会社

【報告下請負業者】

住 所 ■■■県■■■市■■■町■■■

再下請負通知人が請負
った建設工事の注文
者の商号又は名称

元請名称・ 事業者ID	A建設株式会社
----------------	---------

再下請負通知人の商号
又は名称

会社名・
事業者ID B建設株式会社

代表者名 ■■■■■

再下請負通知人が請負った建設
工事の契約書に記載された
工事名称とその工事の具体的
内容

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容	■■■道路改良工事 擁壁工事
工 期	自 ■■年■■月■■日 至 ■■年■■月■■日
注 文 者 と の 契 約 日	■■年■■月■■日

再下請負通知人が請負
った建設工事の契約書
に記載された契約日及
び工期

再下請負通知人が受け
ている許可のうち
請負った建設工事の施
工に必要な業種に係る
許可（業種は略称でも可）

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	とび・土工、鉄筋工事業	大臣 特定 知事 一般 第■■■■■号	■■年■■月■■日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第■■■■■号	年 月 日

下欄の【「健康保険
等の加入状況」の記
載方法について
（3）】を参照

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		B建設（株）	■■■建設国保	■■■■■

再下請負人を監督するために
再下請負通知人が監督員を置
いた場合その氏名、権限及び
意見申出方法

監 督 員 名 ※		安全衛生責任者名 ※	■■■
権限及び 意見申出方法 ※		安全衛生推進者名 ※	■■■
現 場 代 理 人 名 ※	■■■	雇用管理責任者名 ※	■■■
権限及び 意見申出方法 ※	基本契約約款記載のとおり	専 門 技 術 者 名 ※	
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任 ■■■	資 格 内 容 ※	
資 格 内 容	二級土木施工管理技士	担 当 工 事 内 容 ※	

再下請負通知人が置いた主任
技術者の氏名、専任・非専任
の別及び具体的資格

再下請負通知人が専門技術者
を置いた場合その氏名、具体的
資格及び担当工事の具体的内容

一号特定技能外 国人の従事 状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事 状況（有無）	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずともかまいません。
- 部分 は建設業法で定められた記載事項です。
- ※欄については配置しない場合は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」の欄は、建設業法では相手方に通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載したうえ書面を添付して下さい。これによらない場合は具体的に記載してください。
- 基幹技能者資格は、主任技術者等の資格内容とは欄を分ける等、記載漏れや混同しないようにして記載することができます。

【「健康保険等の加入状況」の記載方法について（3）】

- 「保険加入の有無」 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
 - 事業所整理記号等「営業所の名称」：請負契約に係る営業所の名称を記載。
 - 事業所整理記号等「健康保険」：事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の事業所整理記号及び事業所番号を記載。
 - 事業所整理記号等「厚生年金保険」：事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の事業所整理記号及び事業所番号を記載。
 - 事業所整理記号等「雇用保険」：労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。（その他の詳細は81～82P参照）
- ※2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者
外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定める者
外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》

再下請負人及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

再下請負人の 商号又は名称	会 社 名 ・ 事業者ID	C 型枠株式会社	代 表 者 名	■■ ■■			
	住 所 番 号	■■ 県■■ 市■■ 町■■ ■■					
再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容	工 事 名 称 及 工 事 内 容	■■ 道路改良工事 擁壁工事 型枠工事					
	工 期	自 ■■ 年■■ 月■■ 日 至 ■■ 年■■ 月■■ 日	契 約 日	■■ 年■■ 月■■ 日			
再下請負人が受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可(業種は略称でも可)	建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日			
		とび・土工工事業	大臣 特定 知事 一般 第■■■■号	■■ 年 ■■ 月 ■■ 日			
		工事業	大臣 特定 知事 一般 第■■■■号	年 月 日			
下欄の【「健康保険等の加入状況」の記載方法について(4)】を参照	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
			加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
		事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		C 型枠(株)	■■ 建設国保	■■■■■■	■■■■■■		
再下請負人が現場代理人を置いた場合はその氏名、権限及び意見申出方法	現場代理人名※	安全衛生責任者名※		■■ ■■			
	権限及び意見申出方法※	安全衛生推進者名※		■■ ■■			
	主任技術者名※	専 任 非専任	雇用管理責任者名※		■■ ■■		
	資格内容※	実務経験(実務経験10年、大工)		専門技術者名※			
				資格内容※			
		担当工事内容※					
1号特定技能外国人の従事者の状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事者の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事者の状況(有無)	有 無		

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者
外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の**在留資格**を決定された者であって、国土交通大臣が定める者
外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者

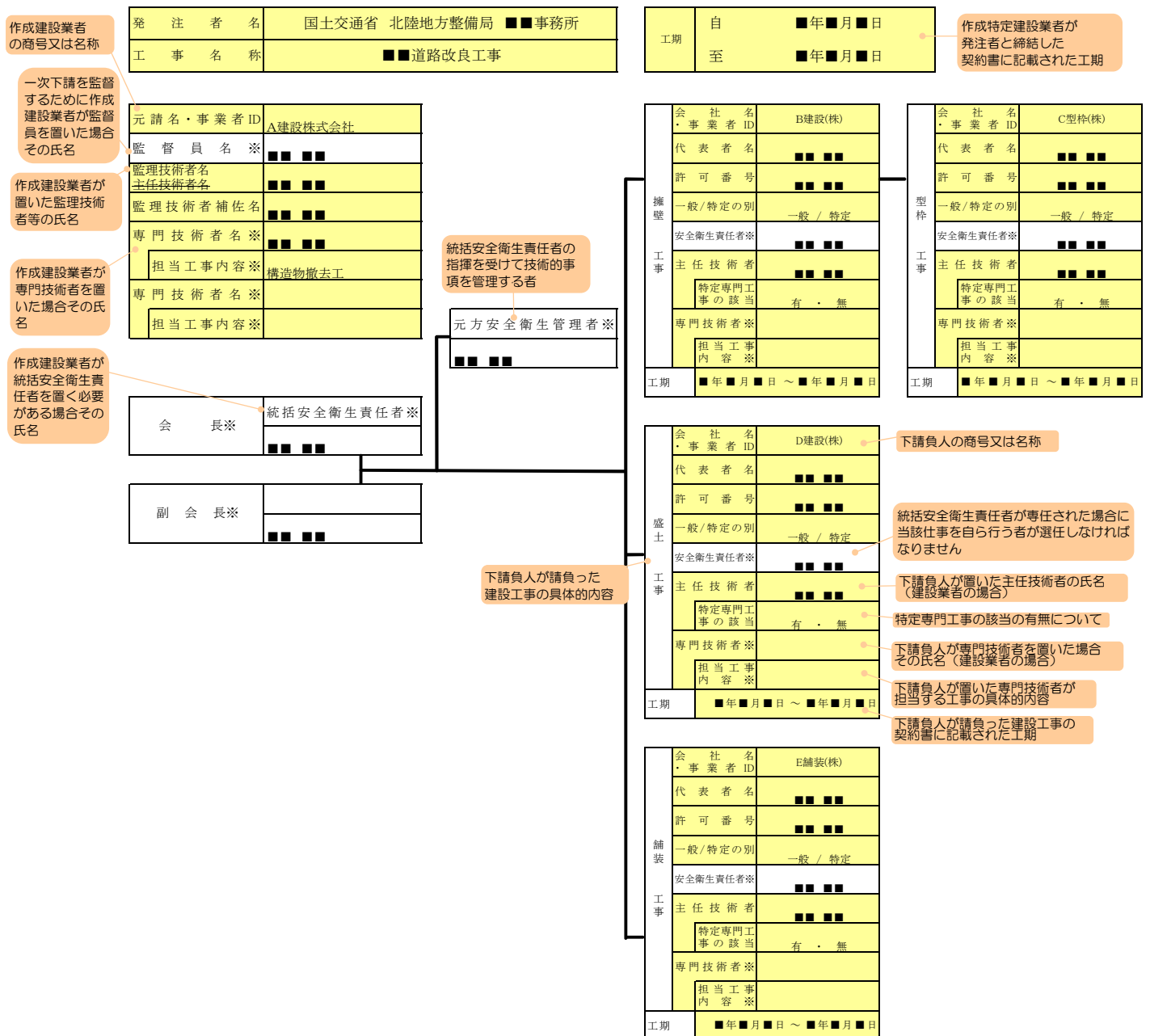
各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)
・再下請通知人が再下請負人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

【「健康保険等の加入状況」の記載方法について(4)】

- 「保険加入の有無」：各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 事業所整理記号等「営業所の名称」：請負契約に係る営業所の名称を記載。
- 事業所整理記号等「健康保険」：事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の事業所整理記号及び事業所番号を記載。
- 事業所整理記号等「厚生年金保険」：事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の事業所整理記号及び事業所番号を記載。
- 事業所整理記号等「雇用保険」：労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。(その他の詳細は81～82P参照)

施工体系図(作成例)



- 1 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずともかまいません。
- 2 ■■■■■ 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 3 (※)は必要に応じて記載して下さい。
- 4 建設業の許可を受けていない下請負人については「主任技術者」及び「専門技術者」の記載は不要です。

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID _____
所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID _____

元請 確認欄	
提出日	年 月 日
(次)会社名 ・事業者ID	

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育・資 格・免 許			入場年月日
	氏名			年金保険	雇用保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
	技能者ID										
				年 月 日							年 月 日
	歳					年 月 日					
				年 月 日							年 月 日
	歳					年 月 日					
				年 月 日							年 月 日
	歳					年 月 日					
				年 月 日							年 月 日
	歳					年 月 日					
				年 月 日							年 月 日
	歳					年 月 日					
				年 月 日							年 月 日
	歳					年 月 日					
				年 月 日							年 月 日
	歳					年 月 日					
				年 月 日							年 月 日
	歳					年 月 日					

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ☐ 現 …現場代理人 ☐ 作 …作業主任者 (注) 2. ☒ 女 …女性作業員 ☐ 未 …18歳未満の作業員
☐ 主 …主任技術者 ☐ 職 長 ☐ 安 …安全衛生責任者 ☐ 能 …能力向上教育 ☐ 再 …危険有害業務・再発防止教育
☐ 留 …外国人技能実習生 ☐ 就 …外国人建設就労者 ☐ 1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒にでもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

【参考】健保適用除外承認手続きにより、適法に「建設国保」と「厚生年金」に加入する事業所の「施工体制台帳」等への記載方法について

(再下請負通知書、施工体制台帳に共通のルール)

1. 健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合

健康保険について、当該事業所が協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)ではなく健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合、「事業所整理記号等」欄のうち「健康保険」欄には加入している健康保険組合の名称のみ(例:「〇〇健康保険組合」)を記載してください。

2. 建設国保に加入している場合

(1)「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄の記載

当該事業所が協会けんぽ又は組合管掌健康保険に加入しており、当該事業所で使用され、協会けんぽ又は組合管掌健康保険の被保険者となるべき労働者のうち

- ① 全員が建設国保(国民健康保険組合が運営する国民健康保険)に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合
→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には加入している建設国保組合の名称(例:「〇〇建設国保」)を記載してください。

(理由)

- ※ 「―」(空欄)では、健康保険の適用除外承認を受けているのか、個人事業所や後期高齢者など健康保険の適用そのものを除外されているのか判断できず、明確に区別するために建設国保組合の名称(保険者名)を記載します。
※ 情報システムの登録に際しても「―」(空欄)でエラーになる場合があるため、区別が重要になります。

- ② 一部の者が建設国保に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合
→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には、当該事業所が
イ 協会けんぽ加入の場合、事業所整理記号及び事業所番号を記載してください。
ロ 組合管掌健康保険加入の場合、当該組合名を記載してください。

(2)「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄の選択

- ① 「事業所整理記号等」欄に記載する全事業所の「健康保険」欄が「〇〇建設国保」となるか、上段が「〇〇建設国保」で、下段が「同上」となる場合
→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「適用除外」を選択してください。
② 「事業所整理記号等」欄に2つの別の事業所について記載し、一方の「健康保険」欄のみが「〇〇建設国保」で、もう一方は事業所整理記号及び事業所番号もしくは健康保険組合名のみが記載される場合
→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「加入」を選択してください。

※記載例は以下のとおりです

(1) 健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入し、厚生年金に加入している事業所

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		㈱〇〇工務店	〇〇建設国保※1	杉並けま 12345	12345678909-876		

注※1 建設国保組合（保険者）の名称を記載します。

(2) 協会けんぽの加入事業所で、健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入して、厚生年金に加入している者が混在する事業所

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		㈱〇〇工務店	杉並けま 12345	杉並けま 12345	12345678909-876		

再下請負通知書、施工体制台帳に記載する各種番号等の掲載書類について

1. 健康保険

事業所整理記号及び事業所番号又は健康保険組合名

→健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」、建設国保保険証（写し）、厚生年金算定基礎届（その他、年金事務所が発行する証明書類）等

【参考】施工体系図の写しの活用例

下請の主任技術者の当該工事における職務について、施工体系図の写しに記載（専ら複数工種のマネジメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担う場合は※印を記載する、具体的な職務を記載する等）。なお、記載された内容について、押印等により下請の確認をとっておく。

○ 会社名	〇〇〇〇	○ 会社名	〇〇〇〇
○ 安全衛生責任者	〇〇〇〇	○ 安全衛生責任者	〇〇〇〇
工 主任技術者	〇〇〇〇 ※印	工 主任技術者	〇〇〇〇
専 専門技術者		専 専門技術者	
担当工事の内容	〇〇〇〇	担当工事の内容	〇〇〇〇
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	工期	年 月 日 ~ 年 月 日

○ 会社名	〇〇〇〇	○ 会社名	〇〇〇〇
○ 安全衛生責任者	〇〇〇〇	○ 安全衛生責任者	〇〇〇〇
工 主任技術者	〇〇〇〇	工 主任技術者	〇〇〇〇
専 専門技術者		専 専門技術者	
担当工事の内容	〇〇〇〇	担当工事の内容	〇〇〇〇
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	工期	年 月 日 ~ 年 月 日

※は、専ら複数工種のマネジメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担う

【施工体系図の活用以外の例】

下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請は下請の主任技術者と調整の上で確定し、それを記載、押印等した書面を下請から元請に提出する。

(記載内容例)	
会社名	〇〇〇〇
主任技術者	〇〇〇〇 ※印
主任技術者の役割	
<施工計画の作成>	
・元請が作成した施工計画書等に基づき、	
請け負った範囲の建設工事に関する	
施工要領書の作成	
・元請等からの指示に応じた施工要領書の修正	
<工程管理>	
・原則として、立ち会い確認	
・元請への報告	
<技術的指導>	
・請け負った範囲の建設工事に関する	
作業員の配置等法令遵守の確認	
・現場作業にかかる実地の技術指導	

七 建設業者に対する指導・監督及び相談窓口

◇ 行政指導

指導・助言・勧告 (建設業法第41条 第1項)	行政庁は建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができます。 建設業者の不適法な行為等で、建設業法第28条第1項や第2項の規定による指示処分を行うに至らない軽微なものについても対象になります。
-------------------------------	--

◇ 監督処分

建設業者が建設業法や入札契約適正化法などの法令に違反すると、建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があります。

また、建設業法の監督処分以外に、国や地方公共団体等の発注者による指名停止措置などを受けることがあります。

指示処分 (建設業法第28条 第1項、第2項)	建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁の指示処分の対象になります。指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するものです。
営業停止処分 (建設業法第28条 第3項)	建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象になります。また、一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。
許可取消処分 (建設業法第29 条)	不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取り消しがなされます。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消処分となります。

◆ 監督処分の公表

監督行政庁は、建設業者に対して営業停止処分や許可取消処分を行ったときは、その旨を官報や公報で公告しなければならないこととされています(建設業法第29条の5第1項)。これは、このような建設業者と新たな取引関係に入ろうとする者に、その処分に関する情報を提供するためです。

また、国土交通省では、所管の事業者等の過去の行政処分歴を検索できるサイトを公開しています。その一環として、「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」において監督処分情報を公表しています。

「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/>



「指名停止措置」は監督処分とは異なります。

指名停止措置は、国や地方公共団体等の発注者が競争入札参加資格を認めた建設業者に対して、一定期間その発注者が発注する建設工事の競争入札に参加させないとするものです。会計法や地方自治法の運用として国や地方公共団体等の各発注者が行う行政上の措置であり、建設業法の監督処分とは異なります。

【参考】建設業法で禁止している行為

建設業法では、次のような不正行為等を禁止しています。禁止している行為や、監督処分の基本的な考え方については、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について（平成14年3月28日国総建第67号）」に明記されています。以下に代表的なものを列挙します。

（１）一括下請負

建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を受けます。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な軽減を行うことになります。

※ 一括下請負の詳細は42～48P参照

（２）無許可業者との下請契約

建設業の許可を受けずに、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者であることを知ったうえで、500万円以上（※1）の請負契約を結んだ場合、または、営業停止処分を受けている者であることを知ったうえで、下請契約を結んだ場合、7日以上の営業停止処分を受けることになります。

このほかにも、特定建設業の許可を受けていない建設業者であることを知ったうえで、政令で定める金額（※2）以上の下請契約を締結すると、7日以上の営業停止処分を受けます。

※1 建築一式工事の場合は、1,500万円以上及び延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事

※2 建設業の下請金額の合計が、建築一式工事においては6,000万円、その他の建設工事にあつては4,000万円

（３）施工体制台帳等の不作成

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の下請契約の請負代金の総額が4,000万円（ただし、建築一式工事は6,000万円）以上となった場合には、必ず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。（法第24条の8）

これに違反して、施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を受けることとなります。

※ 平成26年の入札契約適正化法の改正により、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、金額にかかわらず、施工体制台帳を作成しなければなりません。

（４）虚偽申請

公共工事の請負契約に係る手続（競争参加資格確認申請を含む。）において提出書類に虚偽の記載を行ったとき、又は不正行為等を行ったときは、15日以上の営業停止処分を受けます。

また、経営事項審査において完成工事高の水増し等の虚偽申請を行うことにより得た結果を公共工事の発注者に提出し、発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上営業停止処分を受けます。

この場合において、経営事項審査の「監査の受審状況」で加点評価されていたときは、45日以上の営業停止処分を受けます。

建設業に関する各種相談窓口

建設業に関する総合的な相談窓口

1 建設業フォローアップ相談ダイヤル

※許可申請等に関するお問い合わせは[4]をご参照下さい

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyo110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけたらと思います。

また、「建設業における社会保険加入対策」についても、相談を受け付けておりますので是非ご利用ください。



TEL. 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

請負契約に関するトラブルの相談窓口

2 建設業取引適正化センター

センター
東京

TEL 03-3239-5095

FAX 03-3239-5125

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター
大阪

TEL 06-6767-3939

FAX 06-6767-5252

E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料
無料

【受付時間】 9:30～17:00
(土日、祝日、年末年始を除く)



建設業取引適正化センター

検索

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業の法令違反に関する通報窓口

3 駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

検索

その他の相談窓口

4 建設業法に関するお問い合わせ・ご相談先

建設業法や制度、建設業の許可申請、変更届、経営事項審査などに関するお問い合わせは・ご相談はこちらへご連絡下さい。

- 国土交通大臣許可業者からのお問い合わせ・ご相談はこちらへ。

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 025-370-6571 FAX 025-280-8746

E-mail : kensetugyohou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp

- 各県知許可事業者からのお問い合わせ・ご相談、各県知事許可事業者の建設業法違反通報や元請下請間トラブルについてはこちらへ。

新潟県 土木部 監理課 建設業室

TEL 025-280-5386 FAX 025-285-3572

E-mail : ngt080010@pref.niigata.lg.jp

富山県 土木部 建設技術企画課

TEL 076-444-3316 FAX 076-442-7954

E-mail : akensetsu@pref.toyama.lg.jp

石川県 土木部 監理課 (建設業サポートデスク)

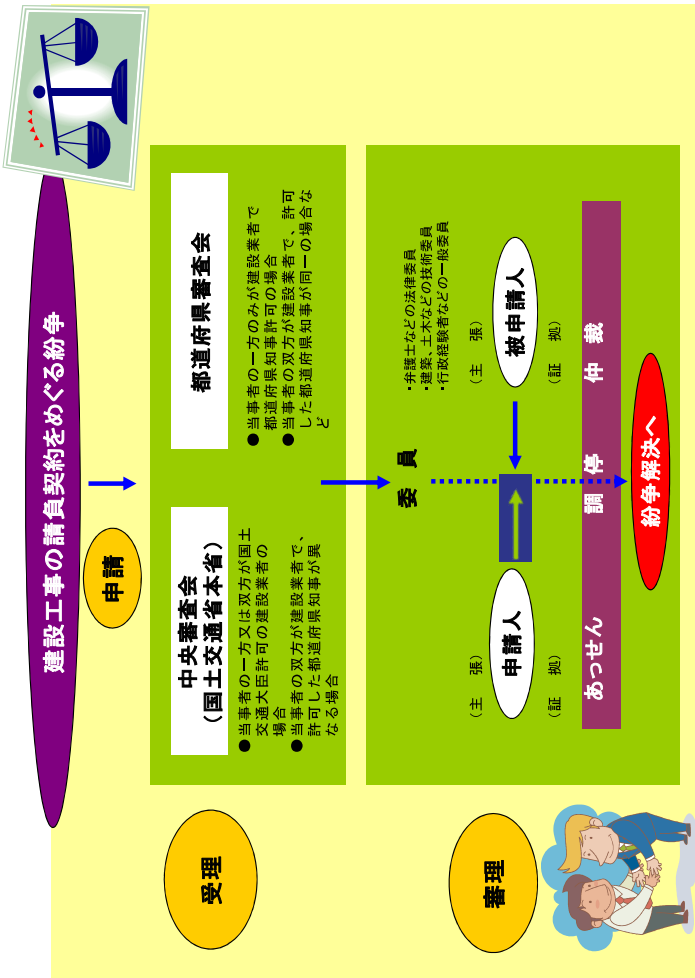
TEL 076-225-1712 FAX 076-225-1714

E-mail : e250100@pref.ishikawa.lg.jp

受付時間 : 9:00～17:00 (土日・祝日・閉庁日を除く)

建設工事紛争審査会とは

建設工事紛争審査会は、工事に雨漏りなどの欠陥（瑕疵）があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってもらえないといった建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図る機関で、中央（国土交通本省）と各都道府県に置かれています。（建設業法第25条）



審査会名	担 当 部 局	住 所	電 話 番 号
中央建設工事紛争審査会	国土交通省土地・建設産業局 建設業課 紛争調整室	〒100-8944 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111 (内24764)
新潟県建設工事紛争審査会	新潟県土木部監理課 建設業課	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1	025-285-5511
富山県建設工事紛争審査会	富山県土木部建設技術企画課 建設業係	〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7	076-444-3316
石川県建設工事紛争審査会	石川県土木部監理課	〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1	076-225-1712

(注) ① 審査会は、建設業者を指導監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。直接契約関係にない不動産の売買の紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣のとの紛争、元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができます。

**お住まいの
こんなお悩み
ありませんか？**



- 1 住宅を新築する契約を結ぶとき、
どんなことに気をつけなければいいんだろう...
- 2 リフォームをしたけれど、
いくらくらいかかるのかわからない...
- 3 リフォーム工事を使った後に、
追加の工事費用が必要だと言われた...
- 4 新築した住宅で雨漏りかしてきたのに
直してくれない...
- 5 住宅の売買合について、
事業者と話し合いがまとまらない...

**住まいの
ダイヤル**
0570-016-100

ご案内

住まいのダイヤル
http://www.chord.or.jp/

検索

ポイント

リフォーム事業者を探しの方へ

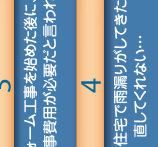
（一社）住宅かり用優良責任保険協会のホームページで、
リフォームがし易い業者に選定されている信頼のある事業者を
紹介することができます。

<http://kashoken.or.jp/>

※リフォーム事業者は、リフォーム工事を完了後、必ず責任保険の加入を義務付けられています。
責任保険の加入していない事業者は、お問い合わせはできません。

住まいのダイヤル
0570-016-100

**住まいのことなら
何でもお気軽に
ご相談ください！**



公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
〒102-0075 東京都千代田区有明4丁目1番1号 有明センタービル3階
TEL 03-3261-4097 代 FAX 03-3556-5109

発行

住まいのダイヤル
（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター

2016年4月版

住まいるダイヤル
0570-016-100

まずはお気軽に
お電話ください!

10:00~17:00
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

住まいの困った!
どうしたらいいの?
にお答えします。

↓ よくある相談事例など、詳細はこちら。 ↓
住まいるダイヤルホームページ
<http://www.chord.or.jp/>

電話 受付

住まいるダイヤルの相談は、全国どこからでも、24時間（祝日も）通話することができます。PHSやケータイからの通話からいただけます。その場合は03-3556-5141におかけください。

専門家相談

弁護士・建築士による対面相談です。
各都道府県にある弁護士会で行います。

紛争処理

各都道府県にある弁護士会の専門家（弁護士・建築士）が、中立・公平な立場で関与する紛争解決サポートです。

購入

住まいるダイヤルの提携から探す。買取、売却、賃貸、分譲、中古、新築、マンション、戸建て、土地、建物、車、バイク、家電、家具、インテリア、ペット、その他、何でもOK。そのほか、住まいるダイヤルの提携から探す。買取、売却、賃貸、分譲、中古、新築、マンション、戸建て、土地、建物、車、バイク、家電、家具、インテリア、ペット、その他、何でもOK。

住まいるダイヤルでの相談サービスのご案内

●安心して利用できる相談窓口です。
住まいるダイヤルは国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。
中・小・高・大・短大から、2000人以上の電話相談をお受けしています。

●資格を持った相談員がお答えします。
一級建築士の資格を持ち、住宅に関する広い知識を備えた相談員が、専門的な質問からアドバイスします。

リフォーム無料見積りチェック

リフォームの費用がどれくらいかわからない...
見積りをもとめたけど、前の方がよくわからない...
など、リフォームの金額に関するご心配、疑問について、
何となく相談できない、実際の図面と見積りをお送り
いただければ、そのチェックもさせていただきます。

弁護士・建築士による対面相談です。
各都道府県にある弁護士会で行います。

※弁護士（弁護士会所属の弁護士）は住宅の取得または売却、
分譲、賃貸、中古、新築、マンション、戸建て、土地、建物、車、バイク、
家電、家具、インテリア、ペット、その他、何でもOK。
※建築士（建築士会所属の建築士）は住宅の取得または売却、
分譲、賃貸、中古、新築、マンション、戸建て、土地、建物、車、バイク、
家電、家具、インテリア、ペット、その他、何でもOK。

紛争処理

各都道府県にある弁護士会の専門家（弁護士・建築士）が、中立・公平な立場で関与する紛争解決サポートです。

※弁護士（弁護士会所属の弁護士）は住宅の取得または売却、
分譲、賃貸、中古、新築、マンション、戸建て、土地、建物、車、バイク、
家電、家具、インテリア、ペット、その他、何でもOK。
※建築士（建築士会所属の建築士）は住宅の取得または売却、
分譲、賃貸、中古、新築、マンション、戸建て、土地、建物、車、バイク、
家電、家具、インテリア、ペット、その他、何でもOK。

購入

住まいるダイヤルの提携から探す。買取、売却、賃貸、分譲、中古、新築、マンション、戸建て、土地、建物、車、バイク、家電、家具、インテリア、ペット、その他、何でもOK。そのほか、住まいるダイヤルの提携から探す。買取、売却、賃貸、分譲、中古、新築、マンション、戸建て、土地、建物、車、バイク、家電、家具、インテリア、ペット、その他、何でもOK。

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について ～著しく短い工期の禁止等～



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

工期に関する基準の作成について（中央建設業審議会WGにおける検討）



- 適正な工期による請負契約の締結を促すため、改正建設業法において、中央建設業審議会が工期に関する基準を作成・勧告できることが規定された。
- これを受けて、中央建設業審議会に「工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ」を設置し、令和元年11月より基準の検討を開始。令和2年6月の第6回WGにて基準案をとりまとめた。

委員

青柳 剛	一般社団法人全国建設業協会総合企画委員会副委員長	佐藤 善彦	一般社団法人全国建設室内工事業協会常任理事
菅 弘史郎	電気事業連合会工務部長	佐藤 りえ子	弁護士
今泉 満	一般社団法人日本電設工業協会人材委員会働き方改革専門委員会副主査	里深 一浩	西日本高速道路(株)執行役員・技術本部長
小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科教授	仲田 裕一	一般社団法人不動産協会企画委員会委員長
河崎 茂	一般社団法人全国中小建設業協会副会長	古坂 秀三	【座長】立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授
木谷 宗一	一般社団法人日本建設業連合会建築生産委員会施工部会長	村上 清徳	東京都建設局企画担当部長
齊藤 誠	東日本旅客鉄道(株)建設工事部担当部長		(五十音順、敬称略、第6回WG開催時)

WGでの検討事項

適正な工期を設定するために考慮すべき事項

- ・ 工期全般にわたって考慮すべき事項、工程別に考慮すべき事項
(例) 自然要因、休日・法定外労働時間 等
- ・ 主要民間発注分野（住宅・不動産、鉄道、電力、ガス）において考慮すべき事項 等

スケジュール

令和元年11月28日	第1回ワーキンググループ
令和2年2月3日	第2回ワーキンググループ
4月22日	第3回ワーキンググループ（書面開催）
6月4日	第4回ワーキンググループ
6月19日	第5回ワーキンググループ
6月30日	第6回ワーキンググループ（とりまとめ）



(第1回WG 古坂 座長挨拶)

● 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

建設業法令遵守ガイドラインの概要（H19.6策定、最終改訂R2.9）

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

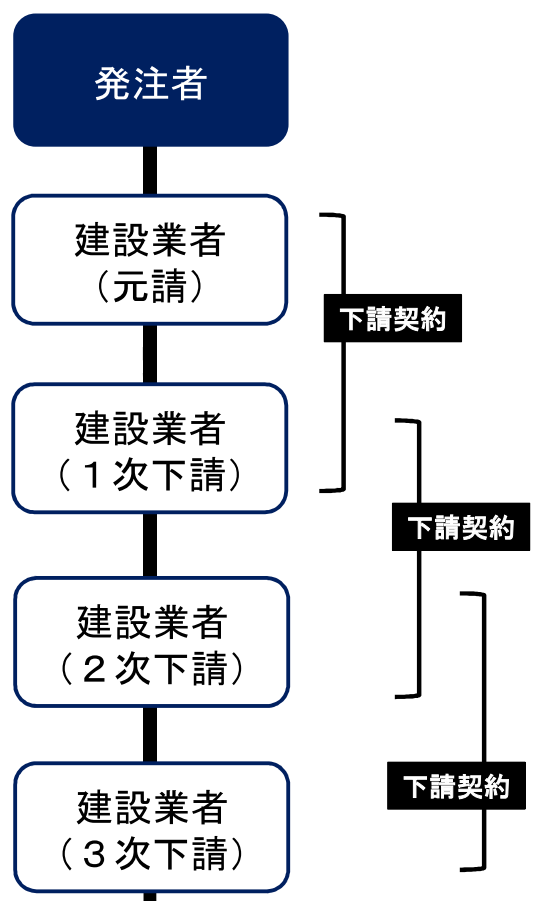
2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の12項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第3項、**第20条の2**）
2. 書面による契約締結
 - (1) 当初契約（建設業法第18条、**第19条第1項**、第19条の3、**第20条第1項**）
 - (2) 追加工事等に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. 工期
 - (1) **著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）**
 - (2) 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
 - (3) 工期変更に伴う増加費用（建設業法第19条第2項、第19条の3）
4. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）
5. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）
6. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
7. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）
8. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項）
9. 下請代金の支払
 - (1) 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）
 - (2) **支払手段（建設業法第24条の3第2項）**
10. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）
11. **不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）**
12. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 13-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 13-2 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 13-3 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）



発注者
＝建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の
注文者(建設業法第2条5項)

元請負人
＝それぞれの下請契約における**注文者**で
建設業者であるもの(同上)

下請負人
＝それぞれの下請契約における請負人(同上)

※下請契約＝建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と
他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部に
ついて締結される請負契約(法第2条第4項)。
いわゆる元下契約、下下契約全てが「下請契約」となる。

○ 建設業法令遵守ガイドラインの改訂(R2.9)について(1/5)

○背景

長時間労働を是正するために工期の適正化を促すなど、建設業における働き方改革を促進し、現在及び将来における担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十号)が、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部を除き令和2年10月1日に施行される。これに伴い、**元請負人と下請負人との関係に関する部分について、建設業法令遵守ガイドラインを改訂するもの。**

○改訂の概要

1. 見積条件の提示等(改正法第20条の2関係)

【改正法第20条の2】

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象(※)が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

(※) 国土交通省令で定める事象は、以下の事象とする。

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

【法改正の背景】

軟弱地盤の沈下などの施工前に想定しうるリスクが、工事施工後に、実際に発生した場合でも、相対的に有利な立場にある注文者側が工期の延長や請負代金の増額に応じないなど、建設業者側がしわ寄せを被ることとなることから、工期や請負代金額の初期設定又は契約後変更が適切に行われるよう、**契約を締結する以前に、工期や請負代金額に影響を及ぼす事象に関して注文者が事前に知り得た情報の提供を義務付ける仕組みを構築したもの。**

【改訂内容】

下請契約においても、同条の適用があるため、見積条件の提示等に関する行為事例及び記述を改訂した。

【建設業法上違反となる行為事例】

- **元請負人が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合(新設)**

○改訂の概要

2. 書面による契約締結（改正法第19条第1項関係）

【改正法第19条第1項第4号】

工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の請負契約の締結に際して、休日が適切に確保されることが必要となるが、現状としては、注文者側から工期の厳守を求められること等により、他産業並みの週休二日が十分に確保できていないケースが多く見受けられるため、請負契約の締結に際して、工事を施工しない日又は時間帯の定めをした場合に、その内容を契約当事者間の遵守事項とすることにより、建設業就業者の休日の確保を図ったもの。

【改訂内容】

請負契約の当事者が契約の締結に際して書面に記載すべき事項として、第4号を追加する記述を行った。

【建設業法上違反となる行為事例】

○ 下請工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

※その他の改正内容（法第20条第1項（建設工事の見積り）改正関係）

今般の改正において、第20条第1項（建設工事の見積り）が「建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。」と改正された。

これを踏まえ、元請負人は、下請契約の締結に際して、下請負人から交付された見積書において、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである場合には、その見積内容を考慮することの記述を行った。

○改訂の概要

3. 工期

(1) 著しく短い工期の禁止（改正法第19条の5）（新設）

【改正法第19条の5】

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の契約締結に際し、適正な工期を設定することが必要であり、従来のような長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため禁止することとしたもの。

なお、この規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、下請契約の注文者である元請負人に許可をした許可行政庁（※）は、当該元請負人に勧告を行うこととしている。

（※許可行政庁が国土交通大臣の場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」（国不建第176号、令和2年9月30日）参照）

【改訂内容】

10・11頁参照

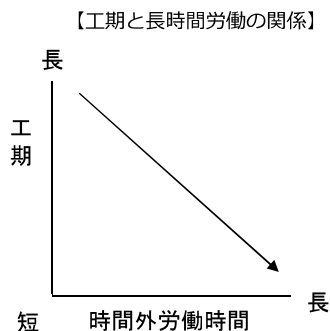
【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ① 元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ② 下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③ 工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量を追加したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請契約の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

- 改正建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、建設業就業者の長時間労働を是正するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

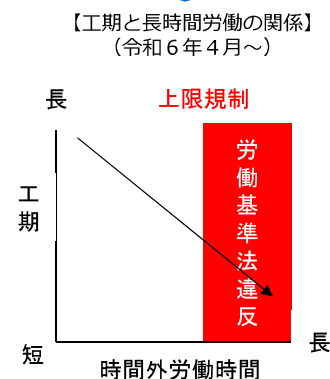
短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、**単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会決定）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。**



著しく短い工期の判断材料

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ○ 見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件 | ○ 下請負人が元請負人に提出した見積もりの内容 |
| ○ 締結された請負契約の内容 | ○ 当該工期を前提として請負契約を締結した事情 |
| ○ 下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方 | ○ 当該工期に関する元請負人の考え方 |
| ○ 過去の同種類工工事の実績 | ○ 賃金台帳 |
- 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類工工事の工期と比較して短くなることによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、それによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、**当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断される。**

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、建設工事標準下請契約約款第17条（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

○改訂の概要

9. 下請代金の支払

(2) 下請代金の支払手段（改正法第24条の3第2項）（新設）

【改正法第24条の3第2項】

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

【法改正の背景】

下請代金のうち労務費については、建設工事に従事する者の賃金や社会保険料に充てられるものであり、現金ではなく手形で支払われた場合には、下請負人は賃金支払いのため金融機関等から現金を別途調達する必要が生じ、借入れコストを下請負人が自ら負担せざるを得なくなることから、下請保護の強化を図ることとしたもの。

【改訂内容】

これまでも、平成28年12月に、政府として、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理し、下請取引の適正化に努めるよう産業界に要請されたことを踏まえ、平成29年3月に本ガイドラインを改訂し、「12-4 支払手段について」の項目を新設し、「下請代金のできる限りの現金払い」について記述してきたところ。

今般、改正法第24条の3第2項が規定されたことを踏まえ、新たに「**下請代金の支払手段**」に関する項目を設け、改めて、**下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払いの必要性について記述した。**

また、引き続き、上記の平成28年12月の要請を踏まえ、下請代金を手形で支払う場合の手形サイトや現金化に係る割引料等のコスト負担に関する配慮について記述した。

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ① **下請代金の支払を全額手形払いで行う場合**
- ② **労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合**

○改訂の概要

11. 不利益取扱いの禁止（改正法第24条の5）（新設）

【改正法第24条の5】

元請負人は、当該元請負人について第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3第1項（下請代金の支払）、第24条の4（検査又は引渡し）又は第24条の6第3項若しくは第4項（特定建設業者の下請代金の支払期日等）の規定に違反する行為があるとして**下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）**、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない」

【法改正の背景】

国土交通省では、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているが、元請負人からの報復を危惧して匿名希望で相談が寄せられるケースが少なからず見受けられるため、**建設業法上の元請負人の一定の義務違反行為について、下請負人が安心して国土交通大臣等に対して通報・相談し、必要に応じて元請負人に対する是正措置が図られるような環境整備を図ったもの。**

【改訂内容】

改正法第24条の5を踏まえ、新たに「11. 不利益取扱いの禁止（第24条の5）」の項目を設け、**当該規定に関する行為事例及び解説を記述した。**

【建設業法上違反となる行為事例】

- ① **下請負人が、元請負人との下請契約の締結後に、不当に使用資材等の購入を強制されたことを監督行政庁に通報したため、下請代金支払の際、元請負人が一方的に請負代金を減額した場合**
- ② **下請負人が、下請代金の支払いに際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたとし、監督行政庁に通報したため、元請負人が今後の取引を停止した場合**

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要(H23. 8策定、最終改訂R2. 9)

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつなげるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第3項、第20条の2）2. 書面による契約締結<ul style="list-style-type: none">2-1. 当初契約（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第1項）2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）2-3. 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）3. 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）4. 不当に低い発注金額（建設業法第19条の3）5. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第3項） | <ul style="list-style-type: none">6. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）7. やり直し工事（建設業法第19条第2項、第19条の3）8. 支払（※建設業法第24条の3第2項、第24条の6）9-1. 独占禁止法との関係（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係）9-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）（社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約） |
|---|---|

III. 周知先

- ①公共発注者（各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等）
- ②主要民間団体（経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等）
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

建設企業のための適正取引ハンドブックの紹介



目次	
1章 このハンドブックの使い方	
はじめに	1
2章 こんな取引条件に要注意!!	
① 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか?	2
② 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか?	3
③ 契約工期が通常よりもかなり短い期間になっていませんか?	4
④ 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか?	5
⑤ やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか?	6
⑥ 支払期日が守られていますか?	7
⑦ 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか?	8
⑧ 割引困難な長期手形で支払われていませんか?	9
3章 適正取引のためのノウハウ	
取引条件を明確にしましょう	10
取引内容を書面に残しましょう	12
支払期日を把握しましょう	14
4章 問い合わせ窓口等	
建設業法令遵守相談窓口、建設業法令違反通報窓口	16
請負契約に関するトラブル相談窓口、その他	17

「 > 」 : インターネットのページの切り替わりを示します。

■ 国土交通省サイトに掲載している資料

◇土地・建設産業>建設産業・不動産業>建設業>所管法令・通達一覧

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000175.html

掲載資料 ○国土交通省が所管する建設業法等



◇土地・建設産業>建設産業・不動産業>建設業>ガイドライン・マニュアル

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

掲載資料 ○建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン
○監理技術者制度運用マニュアル
○施工体制台帳等活用マニュアル、施工体制台帳の作成等について
○建設業法令遵守ガイドライン
○社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
○建設業許可事務ガイドライン 等



◇土地・建設産業>建設産業・不動産業>建設業における社会保険加入対策について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

掲載資料 ○「適切な保険」の確認シート
○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における
現場入場の取扱い 等



◇土地・建設産業>建設産業・不動産業>建設業>建設工事標準請負契約約款について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

掲載資料 ○建設工事標準請負契約約款（令和元年12月13日改正）



■ 国土交通省北陸地方整備局サイトに掲載している資料

◇技術・建設産業>建設産業情報 建設業情報>北陸地方整備局 建政部 建設業

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>

国土交通省北陸地方整備局における建設業許可申請・変更届、現場に配置する技術者、経営事項審査、法令遵守の取り組み等に関する資料を掲載しています。



the 1990s, the number of people in the world who are under 15 years of age has increased by 1.2 billion, from 1.1 billion in 1980 to 2.3 billion in 1999. The number of children under 15 years of age in the world is projected to increase to 3.1 billion by 2015 (United Nations 1999).

There is a growing awareness of the need to address the needs of children in the world. The United Nations Convention on the Rights of the Child (1989) is the most widely ratified human rights treaty in the world. It sets out the rights of children and the responsibilities of adults to protect and promote these rights. The Convention has been ratified by 112 countries, including all of the member states of the United Nations.

The Convention on the Rights of the Child (1989) is a landmark document in the history of children's rights. It sets out the rights of children and the responsibilities of adults to protect and promote these rights. The Convention has been ratified by 112 countries, including all of the member states of the United Nations.

The Convention on the Rights of the Child (1989) is a landmark document in the history of children's rights. It sets out the rights of children and the responsibilities of adults to protect and promote these rights. The Convention has been ratified by 112 countries, including all of the member states of the United Nations.

The Convention on the Rights of the Child (1989) is a landmark document in the history of children's rights. It sets out the rights of children and the responsibilities of adults to protect and promote these rights. The Convention has been ratified by 112 countries, including all of the member states of the United Nations.

The Convention on the Rights of the Child (1989) is a landmark document in the history of children's rights. It sets out the rights of children and the responsibilities of adults to protect and promote these rights. The Convention has been ratified by 112 countries, including all of the member states of the United Nations.

The Convention on the Rights of the Child (1989) is a landmark document in the history of children's rights. It sets out the rights of children and the responsibilities of adults to protect and promote these rights. The Convention has been ratified by 112 countries, including all of the member states of the United Nations.

The Convention on the Rights of the Child (1989) is a landmark document in the history of children's rights. It sets out the rights of children and the responsibilities of adults to protect and promote these rights. The Convention has been ratified by 112 countries, including all of the member states of the United Nations.

The Convention on the Rights of the Child (1989) is a landmark document in the history of children's rights. It sets out the rights of children and the responsibilities of adults to protect and promote these rights. The Convention has been ratified by 112 countries, including all of the member states of the United Nations.